

日本年金機構が情報提供を行う
年金関係情報の取扱いについての留意事項
【年金関係情報提供マニュアル】
平成 31 年 6 月向けデータ標準レイアウト版

平成 3 1 年 3 月

厚生労働省年金局・日本年金機構

目次

目次.....	2
第1章 はじめに.....	4
第1節 本留意事項の目的.....	4
第2節 本留意事項の構成.....	4
第2章 日本年金機構による年金関係情報の情報提供.....	5
第1節 スケジュール.....	5
第2節 機構が情報提供を行う事務手続.....	5
第3節 年金関係情報についての総論的な説明.....	15
第1 年金給付情報.....	15
第2 年金資格記録情報.....	20
第3 老齢福祉年金情報.....	20
第4 障害手当金記録情報.....	21
第5 特別障害給付金情報.....	21
第6 年金生活者支援給付金情報.....	21
第3章 日本年金機構が提供する年金関係情報のデータ.....	23
第1節 データ項目.....	23
第1 年金給付情報.....	23
第2 年金資格記録情報.....	36
第3 老齢福祉年金情報.....	42
第4 障害手当金記録情報.....	43
第5 特別障害給付金情報.....	43
第6 年金生活者支援給付金情報.....	46
第2節 副本登録のルール.....	50
第1 基礎年金番号.....	50
第2 年金給付情報.....	50
第3 年金資格記録情報.....	54
第4 老齢福祉年金情報.....	55
第5 障害手当金記録情報.....	55
第6 特別障害給付金情報.....	55
第7 年金生活者支援給付金情報.....	55
第3節 各照会条件における情報提供の方法等.....	58
第1 年金給付情報の照会.....	58
第2 年金資格記録情報の照会.....	63
第3 老齢福祉年金情報の照会.....	67
第4 障害手当金記録情報の照会.....	68

第5	特別障害給付金情報の照会	68
第6	年金生活者支援給付金情報の照会	70
第4章	年金関係情報の実践的な確認方法	72
第1節	年金給付情報を照会した場合	72
第1	年金の受給権や基本額を知りたい場合	73
第2	年金の支払額を知りたい場合	78
第2節	年金資格記録情報を照会した場合	81
第1	直近の加入記録情報を知りたい場合	82
第2	加入期間や納付月数を知りたい場合	83
第3	国民年金保険料の納付記録・免除記録情報を知りたい場合	85
第3節	日本年金機構が送付している書類に記載された内容と同様の内容を確認したい場合	88
第1	年金証書と同様の内容を知りたい場合	88
第2	年金決定通知書・支給額変更通知書と同様の内容を知りたい場合	91
第3	年金額改定通知書と同様の内容を知りたい場合	94
第4	年金振込通知書と同様の内容を知りたい場合	96
第4節	日本年金機構へ公用照会を行った際の回答様式に記載された内容と同様の内容を確認し たい場合	98
第1	生活保護法関係の場合	99
第2	精神保健福祉法関係の場合	102
第3	児童扶養手当法関係の場合	104
第4	労災保険法及び健康保険法関係の場合	107
参考	共済組合等が情報提供者となる年金関係情報のデータ	110
第1節	共済組合等が情報提供者となる場合	110
第1	年金関係情報の情報提供者に係る留意点	110
第2	複数の実施機関から年金関係情報を提供する場合	111
第2節	年金関係情報の制度的な差異	113
第3節	年金関係情報のデータ項目の差異	114
第4節	年金関係情報の副本登録のルールの違い	116
別添1	年金コード一覧表	1/19
別添2	停止理由コード一覧表	2/19
別添3	失権理由コード一覧表	4/19
別添4	再決定理由コード一覧表	5/19
別添5	変更理由コード一覧表	8/19
別添6	障害傷病名コード一覧表	15/19
別添7	障害診断書コード一覧表	17/19
別添8	納付状況コード一覧表	18/19
別添9	支援給付金決定（変更）理由コード一覧表	19/19

第 1 章 はじめに

第 1 節 本留意事項の目的

本留意事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 19 条第 7 号の規定に基づく特定個人情報の提供の求め（以下「情報照会」という。）に対して、日本年金機構（以下「機構」という。）が同法第 22 条第 1 項の規定に基づき情報提供することとされている特定個人情報（以下「年金関係情報」という。）について、その取扱い方法等をお示しすることにより、機構に対して情報照会を行う者（以下「情報照会者」という。）が、情報提供を受けた年金関係情報を円滑に活用することが出来るようにすることを目的としています。

各制度における年金関係情報の情報照会の方法や具体的な活用方法等については、各制度所管部局等から連絡することとなりますので、その内容をご確認下さい。

第 2 節 本留意事項の構成

本留意事項は、公的年金に係る特定個人情報のうち、機構が番号法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供（以下「情報提供」という。）を行う者（以下「情報提供者」という。）として情報提供を行う特定個人情報を対象としています。公的年金に係る特定個人情報については、機構以外に共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が情報提供者となる特定個人情報がありますが、当該特定個人情報については、本留意事項の対象としておりません。共済組合等が情報提供する特定個人情報については、機構が情報提供する特定個人情報との主な差異等については本留意事項の参考としてお示しするほか、それぞれの情報提供者から留意事項を別途お示ししていますので、その内容をご確認下さい。

本留意事項の構成は、以下のとおりです。

第 2 章 日本年金機構による年金関係情報の情報提供	機構が情報提供を行う今後のスケジュールを記載します。 また、機構が情報提供を行う事務手続について説明を行うとともに、機構が情報提供を行う年金関係情報について総論的な説明を行います。
第 3 章 日本年金機構が提供する年金関係情報のデータ	機構が情報提供を行う特定個人情報に係るデータについて、データ項目や機構における副本登録のルールについて説明を行います。 また、照会条件を「既定（デフォルト）」「時点指定」「範囲指定」とした場合において、それぞれ機構からどのようにデータの提供がされるかについて説明を行います。
第 4 章 日本年金機構に対する年金関係情報の実践的な確認	機構に対して情報照会を行う年金関係情報に係るデータに応じた実践的な情報照会結果の確認方法について、説明を行います。

方法	一般的に年金給付関係情報や資格記録情報を照会する場合のほか、年金証書など機構が年金の受給者等に対して送付している各種書類の記載事項と同様の内容を照会する場合、機構が公用照会を受けた際の各種回答様式と同様の内容を照会する場合の確認方法について、説明を行います。
----	---

第2章 日本年金機構による年金関係情報の情報提供

第1節 スケジュール

機構による情報照会及び情報提供（以下「情報連携」という。）については、平成27年の番号法改正により政令で定める日まで停止することとされていましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二第二項の政令で定める日を定める政令（平成29年政令第277号）により、平成29年11月17日以降、情報連携が可能となりました。

情報連携の開始に向けたスケジュールについては、「日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールについて」（平成31年1月16日付け内閣府番号制度担当室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）により示されました。現時点の想定として、地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会については、平成31年6月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定とされています。

なお、情報連携の具体的な開始日時、対象手続等については、別途連絡をする予定です。

第2節 機構が情報提供を行う事務手続

機構が情報提供を行う事務手続は、平成31年6月向けのデータ標準レイアウトの事務手続件数として、合計158手続存在します。

機構が情報提供を行う事務手続が存在するデータ標準レイアウトの特定個人情報番号は、49番、51番、52番、53番、54番、64番、65番、68番、75番及び85番であり、10種類存在します。

特定個人情報番号、特定個人情報名、照会事務の事務名及び担当課室並びに事務手続の管理番号及び事務手続名は、次の表のとおりです。

機構が情報提供を行う事務手続一覧

(凡例)

特定個人情報番号

特定個人情報名		
照会事務の事務名		照会事務の担当課室
事務手続の管理番号	事務手続名	

49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	
	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
	37-7	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査
	37-22	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査
	37-41	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査

51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省健康局健康課
	10-14	他の法令による給付との調整

52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課
	84-172	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給
	84-180	自立支援医療費の支給認定
	84-181	自立支援医療費の支給認定の変更
	84-182	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省健康局難病対策課
	98-45	特定医療費の支給認定
	98-51	特定医療費の支給認定の変更

53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省労働基準局労災管理課
5-3	年金たる保険給付（障害補償年金及び障害年金）の請求の審査	
5-25	年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金）の請求の審査	
5-10	傷病補償年金及び傷病年金の支給の決定に係る届出の審査	
5-11	年金たる保険給付（障害（補償）年金及び傷病（補償）年金）の受給権者の定期報告の審査	
5-26	年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金）の受給権者の定期報告の審査	
5-15	年金たる保険給付（障害（補償）年金及び傷病（補償）年金）の受給権者の届出の審査	
5-27	年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金）の受給権者の届出の審査	
5-23	労働者災害補償保険法による年金たる保険給付（障害（補償）年金及び傷病（補償）年金）の各支払期月の支払に関する事務	
5-28	労働者災害補償保険法による年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金）の各支払期月の支払に関する事務	
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であって主務省令で定めるもの		総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室
54-2	休業補償の請求に係る事実についての審査	
54-17	障害補償年金の請求に係る事実についての審査	
54-18	遺族補償年金の請求に係る事実についての審査	
54-12	年金たる補償の受給権者の定期報告の審査	
54-14	年金たる補償の受給権者の届出の審査	
54-19	年金たる補償の各支払期月の支払いに関する事務	
54-8	傷病補償年金の支給の決定に係る申請の審査	
54-10	療養の現状等に関する報告の審査	
54-6	遺族補償年金の支給停止の申請又は支給停止の解除の申請の審査	
独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの		文部科学省高等教育局学生・留学生課
81-5	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給又は就職支援措置の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室
92-8	職業訓練受講給付金の支給	

54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省障害保健福祉部企画課
	47-35	福祉手当所得状況届の内容の審査

64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	
	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省保険局保険課
	2-416	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定
	2-417	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認
	2-418	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定
	2-419	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の併給調整
	2-420	日雇特例被保険者の被扶養者の認定
	2-421	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定
	2-422	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定
	2-423	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定
	2-424	健康保険組合被保険者の傷病手当金の併給調整
	2-425	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認
	2-426	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認
	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省保険局保険課
	4-251	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定
	4-255	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）
	4-259	遺族年金の後順位者への支給決定
	4-263	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定
	4-264	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）
	4-265	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整
	4-266	船員保険法による療養の給付の受給等（休業手当金）の支給決定
	4-270	被扶養者に係る確認
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）によ	
		厚生労働省障

る診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの		害保健福祉部 精神・障害保健課
14-52	精神障害者保健福祉手帳の交付	
14-53	精神障害者保健福祉手帳の更新	
14-54	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更	
生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省社会・援護局保護課
15-16	生活保護の実施	
15-41	生活保護の申請に係る事実についての審査	
15-65	職権による生活保護の開始若しくは変更	
15-89	生活保護の停止若しくは廃止	
15-167	保護に要する費用の返還	
15-115	徴収金の徴収	
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
22-547	被扶養者の認定の確認	
22-548	傷病手当金の支給決定	
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による短期給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		財務省主計局給与共済課
28-129	被扶養者の認定	
28-133	組合員被扶養者証の検認又は更新	
28-137	傷病手当金の支給決定	
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		総務省自治行政局公務員部福利課
39-308	被扶養者の認定	
39-312	組合員被扶養者証の検認又は更新	
39-316	傷病手当金の支給決定	
老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省老健局高齢者支援課
41-12	措置に要する費用の徴収	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による		厚生労働省障

特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		害保健福祉部 企画課
46-4	特別児童扶養手当の認定	
46-35	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省障 害保健福祉部 企画課
47-72	障害児福祉手当の認定	
47-73	特別障害者手当の認定	
47-77	特別障害者手当所得状況届の内容の審査	
児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		内閣府子ど も・子育て本 部 児童手当 管理室
56-6	現況の請求に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	
56-13	認定の届出に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	
雇用保険法による失業等給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省職 業安定局雇用 保険課
57-3	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の請求の受理	
57-4	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の通知	
57-13	受給資格の決定	
57-16	失業の認定	
57-23	未支給の失業等給付の請求についての審査	
57-29	高年齢継続被保険者の受給資格の決定	
57-31	高年齢受給資格者の失業の認定	
57-32	短期雇用特例被保険者の受給資格決定	
57-34	短期雇用特例受給資格者の失業の認定	
57-39	日雇労働被保険者に係る資格決定及び失業の認定	
57-41	日雇労働求職者給付金の特例に係る資格決定及び失業の認定	
57-112	教育訓練支援給付金に係る受給資格決定	
57-113	教育訓練支援給付金に係る失業の認定	
高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省保 険局高齢者医 療課
59-120	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	
59-121	限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新（交付）	
59-122	食事療養標準負担額の減額に関する特例による入院時食事療費用又は保険外併用	

	療養費の支給	
59-123	生活療養標準負担額の減額に関する特例による入院時生活療用費又は保険外併用療養費の支給	
59-124	特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定【被保険者への通知】	
59-125	高額療養費の支給	
59-126	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	
59-139	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
63-16	支援給付の実施	
63-64	支援給付の申請に係る事実についての審査	
63-91	職権による支援給付の開始若しくは変更	
63-115	支援給付の停止若しくは廃止	
63-199	支援給付に要する費用の返還	
63-140	徴収金の徴収	
平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		財務省主計局 給与共済課 厚労省年金局 企業年金・個人年金課
67-7	旧適用法人共済組合（ＪＲ，ＪＴ，ＮＴＴ）に係る給付を行う際の確認	
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省老健局介護保険計画課、振興課
68-247	保険料賦課要件の確認	
68-252	高額介護サービス費の支給の要件確認	
68-253	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	
68-248	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	
68-249	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	
68-250	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	
68-251	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	
68-254	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	
68-255	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	
68-227	地域支援事業の実施の要件確認	
68-242	地域支援事業の利用料に係る事務	

独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		農林水産省経営局経営政策課
77-40	被保険者資格の取得に係る審査	

65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課/障害保健福祉部障害福祉課
	7-39	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）
	7-51	負担能力の認定
	7-124	負担能力の認定及び費用の徴収
	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省子ども家庭局保育課
	8-50	保育の措置に係る費用の徴収
	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
	9-18	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
	84-103	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給
	84-125	訓練等給付費（就労継続支援B型）の支給決定
	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
	94-17	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者区分の決定等）の申請に係

	る事実についての審査
94-32	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査
94-45	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査
94-58	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査
94-73	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査

68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省障害保健福祉部 精神・障害保健課
	14-23	精神障害者保健福祉手帳の交付
	14-33	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更
	14-30	精神障害者保健福祉手帳の更新
	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省社会・援護局保護課
	15-18	生活保護の実施
	15-43	生活保護の申請に係る事実についての審査
	15-67	職権による生活保護の開始若しくは変更
	15-91	生活保護の停止若しくは廃止
	15-174	保護に要する費用の返還
	15-117	徴収金の徴収
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
	63-18	支援給付の実施
	63-66	支援給付の申請に係る事実についての審査
	63-93	職権による支援給付の開始若しくは変更
	63-117	支援給付の停止若しくは廃止
	63-206	支援給付に要する費用の返還
	63-142	徴収金の徴収

75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報 ※平成 31 年 10 月施行予定	
	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省社会・援護局保護課
	15-194	生活保護の実施
	15-195	生活保護の申請に係る事実についての審査
	15-196	職権による生活保護の開始若しくは変更
	15-197	生活保護の停止若しくは廃止
	15-199	保護に要する費用の返還
	15-198	徴収金の徴収
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
	63-238	支援給付の実施
	63-239	支援給付の申請に係る事実についての審査
	63-240	職権による支援給付の開始若しくは変更
	63-241	支援給付の停止若しくは廃止
	63-243	支援給付に要する費用の返還
	63-242	徴収金の徴収
85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省健康局難病対策課/障害保健福祉部障害福祉課
	7-151	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定
	7-157	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定
	7-172	障害児入所医療費の支給決定
	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
	8-98	肢体不自由児通所医療費の支給決定

- ※ 上記一覧では記載を省略しておりますが、機構と共済組合等へ照会する事務手続名が同一になっているものは、機構に照会する各事務手続名の末尾に「(日本年金機構への照会)」と記載されています。
- ※ 特定個人情報 85 番は、「特定個人情報 85 番の情報連携に関する取扱いについて」(平成 30 年 5 月 17 日付事務連絡)に示されているとおり、平成 32 年 7 月又は年金関係の情報連携開始日のいずれか遅い日までは情報連携は行わないことになりました。

第 3 節 年金関係情報についての総論的な説明

第 2 節に記載した特定個人情報番号の種類ごとに、機構が情報提供を行う年金関係情報のデータ項目はそれぞれ別個に定められています。また、照会事務の事務手続の管理番号ごとに取得できるデータ項目もそれぞれ別個に定められています。(詳しくは、特定個人情報番号の種類ごとのデータ標準レイアウトを参照。)

データ項目等の詳細な説明は第 3 章で行いますが、機構から情報提供する年金関係情報のデータ項目は、大別して「年金給付情報」「年金資格記録情報」「老齢福祉年金情報」「障害手当金記録情報」「特別障害給付金情報」「年金生活者支援給付金情報」に分かれています。本節では、情報照会者が年金関係情報を照会するに当たり、理解していただきたい基礎的な事柄について説明します。

第 1 年金給付情報

1 年金の種類

機構が情報提供を行う年金給付情報は、年金の種類ごとに提供されることとなっています。機構から情報提供を行う年金の種類は、データ標準レイアウトのデータ項目上の分類で、全 54 種類(特定個人情報番号 64 番のデータ標準レイアウトの場合)あります。

その中で受給者数が多い代表的な年金の種類は以下のとおりです。

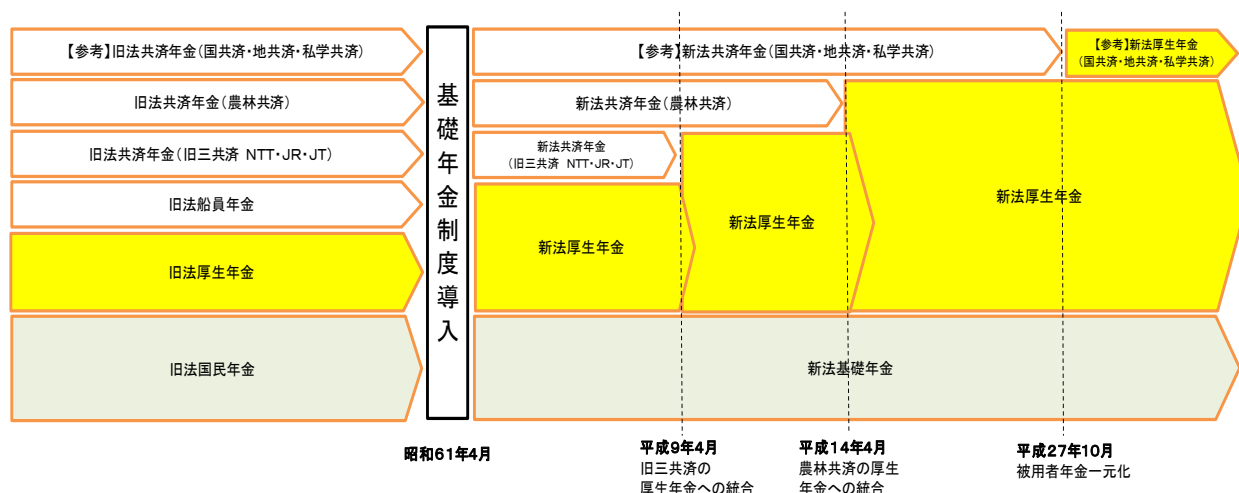
年金の種類 のデータ項目上の分類	年金コード	年金の説明
新法老齢基礎年金・ 老齢厚生年金情報 (特別支給の老齢 厚生年金・特例老齢 年金含む)	1150～1159	20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間に保険料を納付し、受給するための要件を満たした方は、65 歳から老齢基礎年金が支給されます。 また、厚生年金の被保険者期間 1 か月以上あって、老齢基礎年金を受給するために必要な資格期間を満たした方が 65 歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金が支給されます。ただし、65 歳未満であっても、老齢基礎年金を受給するために必要な資格期間を満たしていること、厚生年金の被保

		険者期間が1年以上あること等により受給資格を満たしている方には、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給される場合があります。
新法障害基礎年金・ 障害厚生年金情報	1350～1359	障害年金は、病気やケガによって障害状態となり生活や仕事などが制限されるようになった場合に、年齢の若い方も含めて受け取ることができる年金です。
新法障害基礎年金 情報	5350～5359	機構が支給する障害年金には、主に「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたとき（初診日）に国民年金に加入していた場合、または20歳前や60歳以上65歳未満の年金制度に加入していない期間であった場合には「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合には障害基礎年金と合わせて「障害厚生年金」が支給されます。
新法障害基礎年金 情報(20歳前障害初 診日分)	6350～6359	また、障害厚生年金に該当する障害状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる場合があります。 なお、障害年金を受けるためには、初診日の前日における保険料の納付状況などの要件があります（20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は除く）。
新法遺族基礎年金・ 遺族厚生年金情報	1450～1459	遺族年金は、国民年金又は厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受け取ることができる年金です。
新法遺族基礎年金 情報	6450～6459	被保険者であった方が亡くなられた場合は、原則として、亡くなられた方の受給資格期間が25年以上あることが必要です。 機構が支給する遺族年金には、主に「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなられた方の保険料の納付状況などによって、いずれか又は両方の年金が支給されます。 遺族年金を受けるためには、亡くなられた方の保険料の納付状況、遺族年金を受ける方の年齢・優先順位などの要件があります。

上記のほか、機構からは昭和61年4月の基礎年金制度が発足する前の国民年金法・厚生年金保険法・船員保険法等（以下「旧法」という。）に基づく年金や、厚生年金制度に統合された旧三公社（NTT, JR, JT）共済組合（以下「旧三共済」という。）及び旧農林漁業団体職員共済組合（以下「旧農林共済」という。）の共済年金を引き続き支給しており、それぞれの制度において老齢・障害・遺族の年金があります。

上記に記載されていない年金を含めた全ての年金の種類については、年金コード一覧表（別添1）において、データ項目上の分類に即して整理していますので、そちらをご参照下さい。

(参考) 年金制度の変遷



2 受給権の裁定（決定）

年金は、年齢や受給資格期間などの受給要件を満たしたときに受給権（年金給付を受ける権利）が発生しますが、要件を満たしていることの審査を受けたうえで、初めて本人に年金の支給を受ける権利が発生します。

受給要件を全て満たした者が、年金の支給を受けるためには、厚生労働大臣に裁定（決定）の請求を行うことが必要です。裁定の請求があった場合、厚生労働大臣は、受給権があるかどうかの審査を行い、受給権があると認められれば、裁定を行います。裁定に係る事務は、法令により厚生労働大臣から機構に委託されているため、実際の事務は機構が行うこととなります。

裁定が行われると、受給権があることを証する年金証書を機構から受給権者へ送付します。年金の支給は、年金を受ける要件を満たした日（受給権発生日）の属する月の翌月分から年金を受ける権利が消滅した日（受給権消滅日）の属する当月分までとなります（月を単位として支給しますので日割り計算等はいりません）。

例えば、老齢基礎年金の受給権発生日は 65 歳の誕生日の前日で、65 歳の誕生日の前日の属する月の翌月分から支払われ、受給権消滅日は死亡日となり、死亡日の属する当月分までの支払となります。

3 複数の年金の受給

機構から情報提供を行う年金の種類は、データ標準レイアウトのデータ項目上の分類で、全てで 54 種類（データ標準レイアウトの特定個人情報番号 64 番の場合）ありますが、これらの年金について一人の者が複数の年金を受給している場合があります。

例えば、障害状態にある高齢者が、年金受給者であった配偶者を亡くされている場合には、障害基礎年金・老齢厚生年金・遺族厚生年金の 3 つの年金を同時に受給している場合があります。

こうした複数の年金を受給している場合において、年金の総支給額等を確認するときは、それぞれの年金ごとの支給額等を全て併せて確認することが必要です。

※【参考】年金の併給又は選択

公的年金では、2 つ以上の年金をうけられるようになったときは、原則として、いずれか 1 つの年金

を選択することになりますが（1人1年金の原則）、特例的に2つ以上の年金が受けられることがあります。その代表例については、以下のとおりです。

年金の併給又は選択の例

前発 \ 後発		新法基礎年金			新法厚生年金			
		老齢基礎年金(65歳以上)	障害基礎年金	遺族基礎年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
新法基礎年金	老齢基礎年金(65歳以上)		選択	選択		併給	選択	併給
	障害基礎年金	選択	併合認定(前発失権)	選択	選択	併給	併給(同一事由)	併給
	遺族基礎年金	選択	選択	選択(子のみ発生)	選択	選択	選択	併給(同一事由)
新法厚生年金	特別支給の老齢厚生年金		選択	選択			選択	選択
	老齢厚生年金	併給	併給	選択			選択	併給(※)
	障害厚生年金	選択	併給(同一事由)	選択	選択	選択	(共に2級以上)併合認定(それ以外選択)	選択
	遺族厚生年金	併給	併給	併給(同一事由)	選択	併給(※)	選択	選択(別事由のみ)

(※)遺族厚生年金のうち、老齢厚生年金等に相当する額は支給停止

注意:併給の場合でも加算額等が停止になる場合がある。

4 データ項目の構造

年金給付情報のデータ項目は、大項目（年金の種類）、中項目、小項目の3層構造になっており、データ標準レイアウトのデータ項目上の年金の種類（大項目）ごとに中項目が約50～70設定されています。

以下では、中項目・小項目の一般的な構造と、当該項目を確認するに当たっての留意点を示します。ここでは構造を理解いただき、データ項目の詳細な説明は第3章で行いますので、詳しくはそちらをご確認下さい。

中項目	小項目	留意点
年金の種類（年金コード）	—	年金の種類を確認できます。コード値（4桁）で表示されるため、年金コード一覧表（別添1）と併せて参照が必要です。
年金基本情報	受給年金制度、年金決定年月日、受給権発生年月日、年金支給停止理由コード 等	年金の受給権の有無等を確認できます。年金の受給権は裁定により確定しますが、裁定処理を行った日（決定年月日）、受給権が発生した日、年金が支給停止となっている場合の理由（停止理由コード一覧表（別添2）と併せて参照が必要です。）等の確認ができます。
年金差止年月日	—	年金受給者の現況が確認できないため年金の一

		時差止があった場合に、その差止となった日を確認できます。
年金再決定理由コード	—	年金の裁定の基となった年金記録の訂正等が行われたため年金の再決定があった場合に、その理由を確認できます。再決定理由コード一覧表（別添4）と併せて参照が必要です。
直近年金支給額変更理由コード（A・B）	—	年金支給額に変更があった場合に、直近の変更理由を確認できます。変更理由コード一覧表（別添5）と併せて参照が必要です。
年金基本額情報	年金支給開始年月日、年金支給額、年金支給停止額 等	受給者がその年月において受給権を持つ年金の基本額（年額）が確認できます。基本額の改定があった場合の改定後の額での支給開始日のほか、その年月における年金支給額・年金支給停止額（いずれも年額）が確認できます。 ※ 同一の種類の年金（老齢、障害、遺族）の中でも、国民年金の額、厚生年金の額、付加年金（国民年金の定額保険料に付加保険料を追加して納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。）の額等は別個に表示されるため、年金支給額の総額を確認したい場合には、合計することが必要です。また、各種の加算額は内訳として表示します（年金支給額に含まれている）。
時効特例支払情報	時効特例給付支払年月日、時効特例給付支払額 等	時効特例給付（過去の年金加入記録の訂正等による年金の増額分を時効により消滅した分を含めて本人または遺族に給付するもの。）があった場合に、その支払年月日や支払額を確認できます。
年金支払情報	年金支払年月日、年金支払額、所得税額、介護保険料額 等	年金の支払日及び支払額（支払日における実際の振込額）が確認できます。年金の支払は偶数月に前2か月分の支払を行うのが原則です（裁定後の初回支払や年金額改定後の場合などには前2か月分を超えて支払がなされることがあります）。 ※ 年金支払額は、各種控除（所得税額、介護保険料額等）後の額となっており、控除前の支払額を確認したい場合には、支払額と控除額を足し上げることが必要です。
年金振込予定年月日情報	年金振込予定年月日	情報照会したとき以後の年金振込予定年月日が確認できます。
未支給年金支払情報	未支給年金支払年月日、未支	未支給年金（年金の受給権者が亡くなった場合

報	給年金支払者氏名、未支給年金支払額 等	に、同一生計の遺族へまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち亡くなった日の属する月分までの年金を給付するもの) の支払があった場合に、その支払年月日や支払った遺族の氏名、支払額を確認できます。
---	---------------------	---

※ 障害基礎年金・障害厚生年金の場合には、障害初診年月日、障害等級コード、障害傷病名コードといったデータ項目が中項目に存在しているなど、年金の種類ごとにデータ項目が一部異なっている場合があります。データ項目の詳細な説明は第3章で行いますので、詳しくはそちらをご確認ください。

第2 年金資格記録情報

機構が情報提供を行う資格記録情報は、国民年金と厚生年金のうち第1号厚生年金被保険者（国家公務員共済組合員の組合員たる厚生年金被保険者（第2号厚生年金被保険者）、地方公務員共済組合員の組合員たる厚生年金被保険者（第3号厚生年金被保険者）、私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金被保険者（第4号厚生年金被保険者）以外のいわゆる一般の厚生年金被保険者）に係る情報になります。

資格記録情報は、厚生年金及び国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付・免除等の記録及び厚生年金及び国民年金の保険料納付月数や加入月数等の情報が記録されたものです。年金受給者の年金額計算の基礎となった資格記録の状況に加え、現存被保険者の年金制度への加入状況や年金の受給権を満たしているかどうか等の確認ができます。

機構が情報提供を行う資格記録情報は、厚生年金加入記録情報、国民年金加入記録情報、年金加入期間・納付等月数記録情報、国民年金保険料納付記録情報、国民年金免除記録情報に分かれています。データ項目の詳細な説明は第3章で行いますので、詳しくはそちらをご確認ください。

第3 老齢福祉年金情報

老齢福祉年金は、国民年金制度（拠出制）が発足したときに一定の年齢以上（最も若くて大正5年4月1日生まれ）であったために、国民年金を受けるための受給資格期間を満たせない方のために、70歳から支給されるものです。

機構が情報提供を行う老齢福祉年金情報は、受給権取得日、裁定日、支給額、支払額等に分かれています。データ項目の詳細な説明は第3章で行いますので、詳しくはそちらをご確認ください。

第4 障害手当金記録情報

障害手当金は、厚生年金に加入している間に初診日のある病気・ケガが初診日から5年以内に治り（症状が固定しており）、3級の障害よりやや程度の軽い障害が残ったときに支給される一時金です。障害手当金を受けるためには、障害基礎年金を受けるための保険料納付要件を満たしている必要があります。

機構が情報提供を行う障害手当金記録情報は、障害手当金支給額情報、障害手当金支払年月日に分かれています。データ項目の詳細な説明は第3章で行いますので、詳しくはそちらをご確認ください。

第5 特別障害給付金情報

特別障害給付金は、国民年金の任意加入対象であった平成3年3月以前の学生及び昭和61年3月以前に被用者年金制度の加入者の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に病気・ケガによる初診日があることによって、障害基礎年金の1級又は2級相当の障害の状態にあるにもかかわらず障害基礎年金の受給権を有しない障害者の方へ、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑みて、福祉的措置として支給される給付金です。

機構が情報提供を行う特別障害給付金情報は、障害の等級、支給記録情報、障害状態情報等に分かれています。データ項目の詳細な説明は第3章で行いますので、詳しくはそちらをご確認ください。

第6 年金生活者支援給付金情報

年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして福祉的な給付として支給するものです。

給付金は、機構のみが支給を行います。共済組合等から支給を行うことはありません。

支援給付金の種類は、全部で4種類であり、その種類と支給要件等は以下のとおりです。

種類	支給要件等
老齢年金生活者支援給付金	【支給要件】 ①65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること ②前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当※以下であること ③同一世帯の全員が市町村民税非課税であること ※所得基準額は、毎年度改定されます（平成31年度は779,300円）。
補足的な老齢年金生活者支援給付金	老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が、約88万円※までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給

	する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。 ※毎年度改定されます（平成 31 年度は 879,300 円）。
障害年金生活者支援給付金	【支給要件】 ①障害基礎年金の受給者であること ②前年の所得が、462 万 1,000 円以下※であること ※扶養親族等の数に応じて増額する。
遺族年金生活者支援給付金	【支給要件】 ①遺族基礎年金の受給者であること ②前年の所得が、462 万 1,000 円以下※であること ※扶養親族等の数に応じて増額する。

機構が情報提供を行う年金生活者支援給付金情報は、認定年度、給付金基本額情報、給付金支払情報、未支給給付金支払情報等に分かれています。データ項目の詳細な説明は第 3 章で行いますので、詳しくはそちらをご確認ください。

第3章 日本年金機構が提供する年金関係情報のデータ

第1節 データ項目

機構から情報提供する年金関係情報のデータ項目は、大別して「年金給付情報」「年金資格記録情報」「老齢福祉年金情報」「障害手当金記録情報」「特別障害給付金情報」「年金生活者支援給付金情報」に分かれています。

以下、それぞれの情報ごとに説明します。

第1 年金給付情報

年金給付情報では、年金の支給状況を確認することができます。

大項目（年金の種類）、中項目、小項目の3層構造になっており、データ標準レイアウトのデータ項目上の年金の種類（大項目）ごとに中項目・小項目が約50～70設定されています。

ここでは、中項目・小項目の約50～70のデータ項目について、中項目ごとに説明を行います。

1 年金の種類（年金コード）

年金の種類（年金コード）では4桁の半角数字により、年金の種類を表します。上2桁は年金種別を表し、下2桁は区分を表示しています。

（例）新法障害基礎年金・障害厚生年金の場合 ⇒ 『1350』 と表示します。

＜上2桁＞ 「13」：障害基礎・障害厚生年金 ＜下2桁目＞ 「5」：新法

＜下1桁目＞ 通常は「0」を表示します。

年金決定取消→再決定等により同一年金の2度目以降の年金決定の場合は
1以上の数字を表示します。

年金コードごとの年金種別の確認は、年金コード一覧表（別添1）をご確認ください。

2 年金基本情報

年金基本情報では、年金の受給権に関する情報が確認できます。年金基本情報は、旧法・新法のそれぞれにおいて、国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済年金等の制度別における年金の受給権に関する情報の表示となるため、例えば、老齢基礎年金と遺族厚生年金を合わせて受給している等、複数の年金を受給している場合は、繰り返し表示されます。

照会する特定個人情報番号（データ標準レイアウト）により若干構成が異なりますが、各小項目の内容については、以下のとおりです。

小項目名	項目説明
受給年金制度情報	受給している年金の制度種別を表します。

	例：国民年金、厚生年金、特別支給の老齢厚生年金（65歳未満の方に支給されている老齢厚生年金）
年金決定年月日	年金の裁定（決定）処理を行った年月日を西暦で表示します。
受給権発生年月日	年金の受給権が発生した年月日を西暦で表示します。 老齢年金の場合は受給開始年齢の到達日、障害年金の場合は障害認定日等、遺族年金の場合は被保険者等の死亡日となります。 年金の支給は、受給権発生年月日の属する月の翌月分から開始されます。
受給権失権年月日	年金の受給権を失権した年月日を西暦で表示します。 受給者が死亡した日等となります。 年金の支給は、受給権失権年月日の属する当月分までとなります。（日割り計算等はいりません。）
時効該当年月	年金の支払を受ける権利が消滅時効となっている場合（※）、直近の時効該当年月を表示します。表示月の翌月分から年金支給の対象となります。 ※年金の支給を受ける権利は、会計法の適用により5年を経過した時は時効により消滅するとされていたため、裁定請求の日から遡って5年分の年金しか遡及して受け取れないこととされていましたが、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号）により、5年以上前の年金についても時効特例給付として、特例的に支払いを受けることができる場合があります（「7 時効特例支払情報」参照）。なお、時効該当年月は時効特例給付の有無に関わらず、直近の時効該当年月を表示します。
年金支給停止理由コード	複数の年金の受給権がある方が、受給する年金を選択したときに選択しなかった年金の支給が停止されたり、障害年金の受給者の方が障害不該当の状態となったとき等に年金の支給が停止されたりすることがあります。 年金支給停止理由コードでは、年金の支給が停止されている場合にその理由を表示します。支給停止に関する理由が同時に複数ある場合は、最大3つまで表示します。 「00」：停止なし 「01」：資格取得（共済以外）による在職停止 「03」：併給選択による全額停止 「11」：障害不該当 「31」：失業給付受給による支給停止 他 ※コード値の詳細については、停止理由コード一覧表（別添2）を参照してください。
年金支給停止開始年月	年金支給停止理由コードごとに年金の支給停止が開始された年月を西暦で表示します。支給停止に関する情報が複数ある場合は、最大3つまで表示します。 ※過去の履歴は表示されず、年金の支給停止が終了している場合は、オールゼロ（000000）に更新されるためご注意ください。

年金支給停止終了年月	年金支給停止理由コードごとに年金の支給停止が終了する予定年月が判明している場合、終了年月を西暦で表示します。支給停止に関する情報が複数ある場合は、最大3つまで表示します。 ※過去の履歴は表示されず、年金の支給停止が終了している場合は、オールゼロ（000000）に更新されるためご注意ください。（時点指定や範囲指定で停止期間中を照会した場合も、オールゼロとなります。）
失権理由コード	年金は受給権者が死亡したときや障害年金受給者が障害不該当のまま65歳に達したとき等に失権します。 失権理由コードでは、年金を失権したときの理由を確認することができます。 ※コード値の詳細については、失権理由コード一覧表（別添3）を参照してください。

3 年金差止年月日

年金の差止があったときに、差し止められた年月日を西暦で表示します。年金の差止は、年金受給者の現況確認ができないとき（所在不明のとき等）や、ご家族から行方不明である旨の報告が行われたとき等に、一時的に年金の支払を止めるものです。差止後に現況が確認できた場合は、差止を解除して年金を遡ってまとめてお支払することがあります。なお、差止が解除されたときは、年金差止年月日は表示されなくなります。時点指定等で差止期間中の照会を行った場合でも、照会日時点で差止が解除されている場合は、年金差止年月日は表示されませんのでご注意ください。

4 年金再決定理由コード

年金の再決定（再裁定）があったときに、その理由を確認することができます。年金の再決定は、受給者の年金額計算等の基となった年金記録の訂正や受給権発生年月日の訂正等が行われた時に裁定のやり直しとして行われます。

コードの見方については、再決定理由コード一覧表（別添4）を参照してください。

5 直近年金支給額変更理由コード

年金支給額に変更があった場合に、直近の変更理由を確認することができます。直近年金支給額変更理由コードには、「直近年金支給額変更理由コードA」及び「直近年金支給額変更理由コードB」の2種類があり、2つを組み合わせる理由を特定します。「直近年金支給額変更理由コードA」には原因コード、「直近年金支給額変更理由コードB」には事由コードを表示します。直近年金支給額変更理由コードの見方については、変更理由コード一覧表（別添5）を参照してください。

6 年金基本額情報

年金基本額情報では、年金受給者が受給権を有している又は有していた年金の支給額・支給停止額が確認できます。年金基本額は年額として定められるものですが、年金基本額の改定事由が発生した場合、

年金基本額は月単位で随時改定が行われるため、照会日時点の年金基本額が1年間の年金支給額と一致するとは限りません。年金基本額の改定（変更決定）が行われた場合※¹は、改定が行われた翌月以降の月の分から年金額が変更されます。年金額が変更された最初の月は、「年金支給開始年月日」（決定・改定後の年金額で支給が開始される年月分の1日を表示）から確認することが可能となります。月当たりの年金額を算定する必要がある場合は、その該当月に受給権を有している年金基本額を12で割った金額がその月の1か月分の年金基本額となります。

年金基本額情報を範囲指定で情報照会した場合、照会対象期間において決定している年金基本額が全て確認でき、年金基本額の改定が行われる度に更新されているため、照会対象期間中に複数の年金基本額情報がある場合は、繰り返し表示されます。機構からは24記録を上限として最大5年の範囲で遡って情報提供することが可能となっています。

新法の年金の場合、例えば同一の老齢年金の中でも、国民年金の基本額、厚生年金の基本額、付加年金額等は別個に表示されるため、年金基本額の総額を確認したい場合には、それぞれの金額を合計することが必要です。一方で、各種の加算額（配偶者加給年金額、子の加給年金額等）は年金基本額の内訳として表示（再掲）されますので、合計額には算入しないよう注意が必要です。

<年金基本額情報のイメージ>

年金給付情報	
年金の種類(年金コード)	1150
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-09-01
年金支給額決定変更理由コードA	F2
年金支給額決定変更理由コードB	00
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	780100
年金支給停止額情報(付加年金)	0
年金支給額情報(付加年金)	16400
子の加給年金額情報(厚生年金)	224300
配偶者加給年金額情報(厚生年金)	389800
年金支給停止額情報(厚生年金)	0
年金支給額情報(厚生年金)	1800000

年金基本額の総額を確認する場合は、国民年金、付加年金及び厚生年金のそれぞれの支給額を合計することが必要です。
(総額)

$780,100 + 16,400 + 1,800,000 = 2,596,500$ (円)

子の加給年金額及び配偶者加給年金額等は年金基本額(年金支給額情報)の内訳として表示(再掲)されます。

なお、上記の「年金支給開始年月日」が照会対象期間の範囲内に存在しない場合、照会対象期間中に年金の支払が行われているとしても、当該年金支払情報に係る年金基本額情報を確認することができない場合があります。このようなことがないよう、賃金・物価変動率等による年金額の改定（条件に該当した場合はマクロ経済スライド※²による調整が行われる）が行われる毎年4月時点を含めた期間を照会対象期間として照会していただくことが必要となる場合があります。

(例：平成29年1月1日～平成29年12月31日の範囲指定で照会をした場合においても、平成28年4月から平成29年3月までの間に年金額の改定が行われていないときは、平成29年4月の改定以降の年金基本額しか確認できず、平成29年1月から3月までの年金基本額を正確に把握することができません。この場合は、前年の平成28年4月時点を含めた期間を照会対象期間として照会していただくことが必要です。)

※1 年金額の決定及び改定は、年金の新規裁定（決定）のほか、主に以下のような原因で行われます。

- ・ 加給年金額や加算額の支給開始・終了による改定

- ・ 障害年金の障害等級変更による改定
- ・ 老齢厚生年金の受給者が同時に厚生年金被保険者である場合は、報酬に応じて年金額が一定額停止される場合があります（在職老齢年金による調整額の変動）、退職した時には当該厚生年金被保険者であった期間の標準報酬月額等に応じた年金額が上乗せ改定される。

※2 マクロ経済スライド

マクロ経済スライドとは、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みで、2004 年から導入されました（それまでは物価スライド制）。賃金や物価の伸びが小さく、適用すると年金額が下がってしまう場合には、結果として、年金額の改定は行われないこととなります。賃金や物価の伸びがマイナスの場合はマクロ経済スライドによる調整を行わず、賃金や物価の下落分のみ年金額を下げることになります。毎年4月分の年金から見直しを行いますので、結果として年金額の改定が行われない場合でも、年金基本額情報の提供データを作成します。

小項目名	項目説明
年金支給開始年月日	年金額の決定又は改定事由が発生した日の翌月1日の日付※を西暦で表示します。決定又は改定された年金額は、年金支給開始年月日の属する月分から支払が開始されます。 ※毎年度の賃金・物価変動率等による年金額の改定等の場合は、原則4月1日を西暦で表示し、4月分（6月支払分）から改定後の金額で支払いが開始されます。
年金支給決定変更理由コードA	年金支給額の決定又は改定があった場合に、その変更理由を確認することができます。「年金支給決定変更理由コードA」には原因コードを表示し、「年金支給決定変更理由コードB」と組み合わせて理由を特定します。年金支給決定変更理由コードの見方については、変更理由コード一覧表（別添5）を参照してください。
年金支給決定変更理由コードB	年金支給額の決定又は改定があった場合に、変更理由を確認することができます。「年金支給決定変更理由コードB」には事由コードを表示し、「年金支給決定変更理由コードA」と組み合わせて理由を特定します。年金支給決定変更理由コードの見方については、変更理由コード一覧表（別添5）を参照してください。
年金支給停止額情報	年金の支給停止額（年額）を表示します。年金の支給停止は、老齢厚生年金の受給者が同時に厚生年金被保険者である場合に、報酬に応じて年金額が一定額停止される場合や、老齢年金・遺族年金など複数種類の年金の受給権を有する者の選択により支給停止が行われる場合などがあります。
年金支給額情報	年金の支給額（年額）を表示します。年金の支給停止が行われている場合は、年金基本額から支給停止額を差し引いた後の金額を表示します。このため、支給停止前の年金基本額の総額を知りたいときは、年金支給額と年金支給停止額を足し合わせる必要があります。
子の加給年金額情報	子に対する加給年金額又は加算額を表示します。 年金受給者が18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子や、20歳未満で障害基礎年金の等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子を生計維持しているときに加給年金額が加算されて支給される場合があります。年金基本額に対する加算額なので、年金支給額の内訳として表示します。なお、

	加給年金額の支給が停止になっているときは、年金支給停止額の金額として表示されます。（他の支給停止額がある場合は合算して表示されます。）
配偶者加給年金額情報	配偶者に対する加給年金額を表示します。 年金受給者が 65 歳未満の配偶者を生計維持しているときに配偶者加給年金額が加算されて支給される場合があります。年金基本額に対する加算額なので、年金支給額の内訳として表示します。なお、配偶者加給年金額の支給が停止になっているときは、年金支給停止額情報の金額として表示されます。（他の支給停止額がある場合は合算して表示されます。）
寡婦加算額情報	遺族年金受給者が亡くなった方の妻であるときに支給される場合がある寡婦加算額を表示します。 寡婦加算には遺族厚生年金の受給権者である妻が 40 歳以上 65 歳未満の間に支給される中高齢寡婦加算や、遺族厚生年金の受給権者である妻が 65 歳以上であるときに支給される経過的寡婦加算があります。年金基本額に対する加算額なので、年金支給額の内訳として表示します。なお、寡婦加算額の支給が停止になっているときは、年金支給停止額情報の金額として表示されます。（他の支給停止額がある場合は合算して表示されます。）

7 時効特例支払情報

年金の支給を受ける権利については会計法の適用により 5 年を経過した時は時効により消滅するとされていたため、裁定請求の日や年金記録訂正の申出をした日から遡って 5 年分の年金しか遡及して受け取れないこととされていましたが、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 111 号）により、過去の国民年金や厚生年金の加入記録が判明したことによって年金の受給権が発生した場合や、既に年金を受給している方が、年金の再決定により年金額が増額となる場合などについては、受け取れないこととされていた 5 年以上前の年金についても時効特例給付として、特例的に支払いを受けることができるようになりました。時効特例支払情報では、時効特例給付の支払があった場合に、支払年月日や支払額等を確認することができます。時効特例給付による支払いは、通常の年金のように各期（年 6 回）支払ではなく、一括での支払いが行われます。

なお、時効特例給付は平成 19 年 7 月 6 日以前に受給権が発生した年金に係る 5 年以上前の給付であり、平成 19 年 7 月 7 日以降に受給権が発生した年金について同様の理由で 5 年以上前の給付が行われる場合は、年金支払額情報に合算して表示されます。

各小項目の内容については、以下のとおりです。

小項目名	項目説明
時効特例給付支払年月日	時効特例給付の支払いを行った年月日を西暦で表示します。
時効特例給付支払額情報	時効特例給付の支払いを行った金額を表示します。

8 年金支払情報

年金支払情報では、実際に年金受給者に支払われた年金額の情報を確認することができます。年金は、受給権発生日の属する月の翌月分から支給され、年6回に分けて、偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の15日（土日祝の場合は、直前の平日）にそれぞれの支払月の前月分までの支払を行っています（一般的な例として、6月15日に4月・5月分の年金の支払が行われることになります。）。

なお、新規裁定者（初めて年金の支払を受ける方）や遡及の年金額改定による差額支給分などについては、この定期支払月以外の月にも随時に支払を行っており、そのような場合は、支払月の前2か月分を超えた遡及分の支払が一括で行われることがあります。

年金の支払において、各支払期日に支払われる額に1円未満の端数が生じる場合の端数処理については関係法令で詳細に定められています。平成27年10月からは、各支払期日に支払われる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、切り捨てた端数の合計額を毎年2月期（2月15日）の支払額に加算して支払いを行っています。ただし、2月期前に受給者が死亡した場合や支給停止により2月期に支払う額がないときは、端数の加算は行いません。

年金支払情報は支払が行われる度に更新されるため、範囲指定で情報照会した場合、照会対象期間中に複数の年金支払情報がある場合は、照会結果として複数の年金支払情報が繰り返し表示されます。機構からは24記録を上限として最大2年の範囲で遡って情報提供することが可能となっています。

年金基本額情報では、年金受給者が受給権を有している又は有していた年金の支給額・支給停止額の情報が確認できましたが、年金支払情報では、支払各期において実際に銀行振込等による支払処理が行われた金額を確認することができます。

年金支払額は、定期支払期の場合、通常は年金支給額（年額）を月額に割った金額（1/12）の2か月分の金額から、個人住民税などの特別徴収が行われる額を差し引いた後の金額となっています。各小項目の内容については、以下のとおりです。

小項目名	項目説明
年金支払年月日	年金の支払が行われた年月日を西暦で表示します。
年金支払額情報	個人住民税などの特別徴収が行われる額を差し引いた後の実際に受給者に支払った支払額を表示します。
所得税額情報	老齢年金の支払において源泉徴収された所得税額を表示します。 所得税は、老齢年金の支給額が年額158万円（65歳未満の方は108万円）以上で、年金支給額が所得税法上の各種控除額の合計を上回る場合に源泉徴収されます。
介護保険料額情報	年金の支払において特別徴収された介護保険料額を表示します。 介護保険料は、市区町村に住所を有する65歳以上の方で、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢・退職を支給事由とする年金及び遺族年金・障害年金を年間18万円以上受給している者が特別徴収の対象者となります。
国民健康保険料額情報	年金の支払において特別徴収された国民健康保険料（税）額を表示します。 国民健康保険料（税）は、市区町村に住所を有する65歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療の被保険者である方を除く。）で、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢・退職を支給事由とする年金及び遺族年金・障害年金を年間18万

	円以上受給している者が特別徴収の対象者となります。ただし、介護保険料と国民健康保険料（税）の合計額が年金受給額の2分の1を超える場合は、国民健康保険料（税）の特別徴収は行いません。
後期高齢者医療保険料額情報	年金の支払において特別徴収された後期高齢者医療制度の保険料額を表示します。 後期高齢者医療保険制度の保険料は、市区町村に住所を有する75歳以上の方（65歳以上75歳未満で障害状態にある方を含む。）で、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢・退職を支給事由とする年金及び遺族年金・障害年金を年間18万円以上受給している者が特別徴収の対象者となります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える場合は、後期高齢者医療保険制度の保険料の特別徴収は行いません。
住民税額情報	年金の支払において特別徴収された個人住民税額を表示します。 個人住民税は、市区町村に住所を有する65歳以上の方で、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢・退職を支給事由とする年金を年間18万円以上受給している者が特別徴収の対象者となります。

（補足）年金が振込不能になった場合の表示方法

年金は原則として偶数月に支払われますが、口座変更等で振込ができない（振込不能）場合が発生することがあります。振込不能が発生した場合、機構では振込不能を探知後、「再振込」又は「取消処理」後に「翌月以降振込」処理を行いますが、その場合のデータ項目の表示の方法については以下のとおりとなります。

・振込不能となったケース

（照会日平成30年6月30日時点、平成30年4月支払分の年金が振込不能であった場合）

支払年月日	年金支払額情報
-------	---------

平成30年6月15日	200,000
------------	---------

平成30年4月13日	200,000	※振込不能となっただけでは、支払額情報は支払予定であった金額をそのまま表示することとなります。
------------	---------	---

平成30年2月15日	200,000
------------	---------

・取消処理を行わず、4月13日以降に4月支払分の再振込を行うケース

（照会日平成30年6月30日時点、平成30年4月支払分の年金が振込不能であった場合）

支払年月日	年金支払額情報
-------	---------

平成30年6月15日	200,000
------------	---------

平成30年4月13日	200,000	※実際の振込日は4月13日以降ですが、4月支払分であるため、表示はそのままとなります。
------------	---------	---

平成30年2月15日	200,000
------------	---------

・4月13日分の支払の取消処理後、6月支払分に4月支払分の上乗せを行うケース

（照会日平成30年6月30日時点、平成30年4月支払分の年金が振込不能であった場合）

支払年月日	年金支払額情報
平成 30 年 6 月 15 日	400,000 ※4 月分と 6 月分の年金額
平成 30 年 4 月 13 日	0 ※取消処理を行った後に「0」表示となる。
平成 30 年 2 月 15 日	200,000

9 年金振込予定年月日

年金振込予定年月日情報では、情報照会時点で今後の年金の振込が予定されている場合に、振込予定年月日（西暦）を確認することができます。振込予定年月日は原則、年度の初回支払日である 6 月支払日（4 月分・5 月分）の支払処理を行う時に同年 8 月～翌年 4 月の支払予定年月日が設定されます。

10 未支給年金支払情報

年金の裁定請求や一時金の請求をしないまま受給権者が死亡したときや、年金の受給権者が受給中に死亡したため、その受給権者に支給すべき未払いの年金が発生したときは、その未払分の年金について、死亡した受給権者と生計を同一にしていた 3 親等内の遺族が自己の名で未支給年金の請求することができます。

未支給年金支払情報では、請求を行った遺族に支払があった場合に、その支払年月日や支払った遺族の氏名等を確認することができます。このとき、情報照会は未支給年金の支払いを行った遺族の個人番号ではなく、あくまで、死亡した年金の受給権者の個人番号に基づき照会する必要がありますのでご注意ください。

各小項目の内容については、以下のとおりです。

小項目名	項目説明
未支給年金支払年月日	未支給年金の支払を行った年月日を西暦で表示します。
未支給年金支払理由コード	未支給年金の支払状況を理由コード（半角数字 2 桁）として表示します。 「01」：新裁未支給 …年金の裁定請求をしないまま受給権者が死亡した場合で、遺族に未支給年金の支払いがあったときに表示されます。 「45」：未支給氏名変更…年金の受給権者が年金の受給期間中に死亡し、遺族から未支給年金の請求があった場合で、未支給年金支払情報の登録を行ったときに表示します。 「46」：未支給支払 …年金の受給権者が年金の受給期間中に死亡し、遺族から未支給年金の請求があった場合で、機構において手作業により未支給支払情報の登録をした場合に表示します。 「47」：未支給追加支払…未支給年金の支払後に追加で未支給年金の支払があった場合に表示します。
未支給年金支払者氏名情報	未支給年金の支払を行った遺族の氏名をカナで表示します。

未支給年金支払者続柄コード	未支給年金の支払を行った遺族の続柄をコード（半角数字1桁）で表示します。 「0」：本人 「1」：夫 「2」：妻 「3」：子 「4」：孫 「5」：父母、祖父母 「6」：兄弟姉妹 「7」：その他 「8」：曾孫、曾祖父母、甥姪 「9」：三親等以内の親族（続柄「0」～「6」、「8」以外）
未支給年金支払額情報	支払を行った未支給年金額を表示します。

11 有期固定年数・認定年

障害年金の受給権者は、引き続き障害年金を受けられる障害の程度にあるかどうかを確認するため、あらかじめ決められた時期（年月）に、障害の現状に関する診断書（障害状態確認届）の提出を行います。「有期固定年数」とは、診断書を提出するサイクルとなる年数を、「認定年」は有期固定年数が認定された直近の年を西暦で表示します。この2つの項目を確認することにより、情報照会を行った時点でその受給権者が障害の程度の診査を受ける時期かどうかを確認することができます。

例：有期固定年数が「3」で、認定年が「2018」の場合、診断書を2018年より3年ごと（2021年、2024年、2027年…）に提出する必要があることが分かります。

この「3」年の有期固定年数、つまり、診断書を提出するサイクルが変わらない場合は、その間は認定年が「2018」のままの表示となり、仮に2024年の提出時に有期固定年数がそれまでの3年ではなく5年と認定された場合、有期固定年数が「5」、認定年が「2024」に変更されることとなります。

なお、有期固定年数が「0」であり、障害診断書コードが「1」の場合は、障害の程度が永久固定の状態であり、再度の診断書の提出を必要としない方がということが分かります。

12 障害初診年月日

障害給付の受給権者において、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日（西暦）を確認することができます。

障害給付を受けるためには、初診日において年金制度の被保険者であること又は初診日において20歳前（年金制度に加入していない期間）もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）であることや、初診日前の国民年金保険料の納付状況等が受給のための重要な要件となります。

13 障害等級コード

障害年金の受給権者の障害の程度を表す障害等級について、法令に規定された障害等級（半角数字）を確認することができます。障害基礎年金の場合は1級又は2級、障害厚生年金の場合は1～3級となります。

例：障害基礎年金（１級）の場合は「１」を表示し、障害厚生年金（３級）の場合は「３」を表示します。

なお、障害等級コードは直近保持項目となっているため、過去の時点指定や範囲指定を行った場合でも、常に最新の障害等級が表示されますのでご注意ください。障害等級の変更があったかどうかを確認したい場合は、年金支給決定変更理由コードAが「56」、Bが「07」になっていることや、年金支給額の増減により判別することになります。

14 障害年金決定原因コード

障害年金の受給権者が、障害認定日においてどのような障害の状態で認定が行われたかについて、法令に規定された障害年金の認定の原因（半角数字）を確認することができます。

例：国民年金法施行令第４条の６で定める別表〈新法障害基礎年金・障害厚生年金（１・２級）の場合〉

障害の程度	障害年金決定原因コード（障害の状態）
１級	１ 両眼の視力の和が0.04以下のもの ２ 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ３ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ４ 両上肢のすべての指を欠くもの ５ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ６ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの ７ 両下肢を足関節以上で欠くもの ８ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ９ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
２級	１ 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ２ 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ３ 平衡機能に著しい障害を有するもの ４ そしゃくの機能を欠くもの ５ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ６ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ７ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ８ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの ９ 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢のすべての指を欠くもの

12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

例：厚生年金保険法施行令第3条の8で定める別表第1〈新法障害厚生年金（3級）の場合〉

障害の程度	障害の状態（障害年金決定原因コード）
3級	1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの 6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの 7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの 9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの 10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの 11 両下肢の十趾の用を廃したもの 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

15 障害傷病名コード

障害年金の受給権者が、障害認定日においてどのような傷病で認定が行われたかについて、傷病名コード（半角数字）を確認することができます。障害の程度の認定において、複数の傷病が原因で認定が行われた場合は、最大3種類の傷病まで表示することができます。

傷病名コード別の内容については、障害傷病名コード一覧表（別添6）を参照してください。

16 障害診断書コード

障害年金の受給権者が提出する医師の診断書の種類を表す診断書コード（半角数字）を確認することができます。

障害年金の受給権者については、障害年金の裁定請求時や受給後あらかじめ決められた時期に障害状態の確認を行うために医師の診断書を提出する必要があります（症状が固定している等の永久認定の場合を除く）。

障害診断書コード別の内容については、障害診断書コード一覧表（別添7）を参照してください。

17 死亡者生年月日

遺族年金の場合、国民年金又は厚生年金保険の被保険者または被保険者であった死亡者の生年月日を西暦で表示します。

18 受給権者続柄コード

遺族年金の場合、亡くなられた方との続柄をコード（半角数字1桁）で表示します。

「1」：夫	「2」：妻	「3」：子
「4」：孫	「5」：父母、祖父母	「6」：兄弟姉妹
「7」：その他	「8」：曾孫、曾祖父母、甥姪	
「9」：三親等以内の親族（続柄「0」～「6」、「8」以外）		

19 第3者行為コード

年金は、給付の原因となった保険事故が交通事故等の第3者の行為によって生じた場合でも給付を行います。しかしながら、保険事故が第3者の行為によって生じた場合においては、その事故が仮に起きていなければ年金給付も発生しないという観点から、損害賠償を受けた価格の限度で年金給付をしない「給付の免責」と、年金給付をした価格の限度で受給権者が第3者に対して有する損害賠償請求権を取得する「損害賠償請求権の代位取得」があります。

第3者行為コードでは、遺族年金の受給権発生における死亡の原因や、障害年金の受給権発生における傷病の原因が第3者の行為により発生した場合に、該当するコード（半角数字）を表します。

第3者行為コード	内容
0	第3者行為非該当
1	航空機・船舶・列車等によるもの
2	「1」以外の交通事故
3	その他
6	「1」の事故で支給停止処理が終了
7	「2」の事故で支給停止処理が終了

8	「3」の事故で支給停止処理が終了
9	支給停止が発生しない

20 業務上・外区分コード

障害年金や遺族年金の受給権発生の原因が、業務災害、公務災害及び船員の職務上災害によるものについては、同一支給事由による障害給付又は遺族給付を災害補償制度等から受給できる場合（例：労働者災害補償保険法による障害（補償）給付や遺族（補償）給付）、年金の支給が調整されることがあります。

業務上・外区分コードでは、遺族年金や障害年金の受給権の発生原因が、業務上か業務外かを区別するコード（半角数字）を表します。

業務上外コード	内容
1	障害又は死亡の事由が業務上である
2	障害又は死亡の事由が業務外である

第2 年金資格記録情報

資格記録情報については、被保険者や年金受給権者の国民年金及び厚生年金保険の加入状況や保険料の納付状況が確認できます。厚生年金保険に係る情報については、第2章第3節第2で説明したとおり、第1号厚生年金被保険者（共済組合の組合員や私立学校共済の加入者たる厚生年金被保険者以外のいわゆる一般の厚生年金被保険者）に係る情報のみとなりますので、注意が必要です（※）。

資格記録情報は、加入記録や保険料の納付記録などの大項目で分別されていて、中項目が約50設定されています。

ここでは、中項目の約50のデータ項目について、大項目ごとに説明を行います。

※ ただし、「共済組合等納付月数情報」において、共済組合の組合員や私立学校共済の加入者たる厚生年金被保険者（第2号～第4号厚生年金被保険者）の、被用者年金一元化前の共済組合等の期間を含めた加入月数の確認が可能となります（基礎年金の受給資格期間に算入されるため）。

したがって、「共済組合等納付月数情報」に月数が表示される者は、共済組合等の資格期間を有しており、機構以外の機関から年金の支給を受けている可能性もあるため、別途情報照会を行っていただく必要がある場合が考えられます。

1 厚生年金加入記録情報

厚生年金加入記録情報では、厚生年金保険の加入期間に関する情報が確認できます。範囲指定で照会した対象期間内に、資格取得・資格喪失の記録が複数ある場合には、繰り返し表示されます。機構からは12記録を上限として照会時点から最大2年の範囲で遡って情報提供することが可能です。各項目の内容については、以下のとおりです。

項目名	項目説明
厚生年金資格取得年月日	厚生年金保険の資格を取得した年月日を西暦で表示します。
厚生年金資格喪失年月日	厚生年金保険の資格を喪失した年月日を西暦で表示します。
厚生年金資格月数情報	資格取得から資格喪失までの厚生年金保険の資格を有している期間ごとの加入月数を表示します。

2 国民年金加入記録情報

国民年金加入記録情報では、国民年金の第1号被保険者、任意加入被保険者及び第3号被保険者※の加入期間に関する情報が確認できます。範囲指定で照会した対象期間内に、資格取得・資格喪失の記録が複数ある場合には、繰り返し表示されます。機構からは12記録を上限として照会時点から最大2年の範囲で遡って情報提供することが可能です。

※ 国民年金第1号被保険者 … 日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者の方（厚生年金保険や共済組合等に参加しておらず、第3号被保険者でない方）。

国民年金任意加入被保険者… 第1号被保険者から住所要件などの理由で適用を除外されている場合、あるいは、一定年齢時に老齢基礎年金の受給資格要件を満たしていない場合などに、本人の希望により国民年金に加入した方。

国民年金第3号被保険者 … 国民年金第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合等に参加している会社員や公務員の方。ただし、65歳以上の老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。）に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方。

各項目の内容については、以下のとおりです。

項目名	項目説明
国民年金資格取得年月日	国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。以下同じ。）又は第3号被保険者の資格を取得した年月日を西暦で表示します。第1号被保険者から第3号被保険者になった場合等も、第3号被保険者としての資格取得年月日が表示されます。
国民年金資格喪失年月日	国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者の資格を喪失した年月日を西暦で表示します。第1号被保険者から第3号被保険者になった場合等も、第1号被保険者としての資格喪失年月日が表示されます。
国民年金資格月数情報	資格取得から資格喪失までの国民年金の資格を有している期間ごとの加入月数を表示します。

国民年金資格取得理由コード	国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者の資格取得をした被保険者種別（半角英数字）を表示します。 1：第1号被保険者（強制） 2：任意加入被保険者 3：高齢任意加入被保険者（五年年金・再開五年年金） 4：高齢任意継続被保険者 A：第3号被保険者（厚年） B：第3号被保険者（共済） C：第3号被保険者（国家公務員共済組合連合会） D：第3号被保険者（日本たばこ産業共済組合） E：第3号被保険者（N T T厚生年金基金） F：第3号被保険者（日本鉄道共済組合） G：第3号被保険者（地方公務員共済組合） H：第3号被保険者（公共学校共済組合） I：第3号被保険者（警察共済組合） J：第3号被保険者（日本私立学校振興・共済事業団） K：第3号被保険者（農林漁業団体職員共済組合） ※ A～Kの括弧には、配偶者である第2号被保険者の加入制度が記載されています。 ※ D、E及びFは平成9年3月31日以前、H及びIは平成3年3月31日以前、Kは平成14年3月31日以前の記録の場合に表示されます。
国民年金資格喪失理由コード	国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者の資格喪失の理由（半角数字）を表示します。 5：喪失（期間満了や種別変更等による喪失） 6：死亡 7：任意脱退 8：通老喪失 9：任意加入者の保険料滞納による喪失 ※ 1～4は表示されません。

3 年金加入期間・納付等月数記録情報

年金加入期間・納付等月数記録情報では、国民年金及び厚生年金保険の加入期間月数及び保険料の納付月数等に関する情報が確認できます。各項目の内容については、以下のとおりです。

項目名	項目説明
厚生年金加入月数情報	厚生年金保険の加入期間（被保険者期間）の月数を表示します。
厚生年金納付月数情報	厚生年金保険納付月数情報は、実際の加入期間（被保険者期間）の月数ではなく、年金を受けるために必要な年金受給資格期間を計算するために用いる際の月数を表示します。 例：坑内員としての厚生年金保険の加入期間は、年金受給資格期間を計算する際に、昭和61年3月までは加入月数を3分の4倍、昭和61年4月か

	ら平成3年3月までは加入月数を5分の6倍して計算することとされています。
厚生年金基金加入月数情報	厚生年金基金 ^(※注) の加入月数(基金加入員期間)を表示します。複数の厚生年金基金に加入していた場合は、通算した月数を表示します。厚生年金基金加入月数情報は、厚生年金加入月数情報の内数(再掲)です。なお、厚生年金基金の解散や代行返上等があった場合は、0月に更新されます(※注)。
厚生年金基金納付月数情報	厚生年金基金納付月数情報は、実際の加入期間(基金加入員期間)の月数ではなく、年金を受けるために必要な年金受給資格期間を計算するために用いる際の月数を表示します。複数の厚生年金基金に加入して納付していた場合は、通算した月数を表示します。厚生年金基金納付月数情報は、厚生年金納付月数情報の内数(再掲)です。なお、厚生年金基金の解散や代行返上等があった場合は、0月に更新されます(※注)。
国民年金加入月数情報	国民年金第1号被保険者、任意加入及び第3号被保険者としての加入月数を表示します。国民年金保険料の未納期間がある場合は、未納期間を含みます。
国年年金保険料納付月数情報	国民年金保険料を全額納付した月数を表示します。保険料を前納している場合などにおいては、照会を行った月以降の納付月について、納付月数には含まれません。また、国民年金第3号被保険者期間については、保険料をご自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されることから、この国年年金保険料納付月数に含みます。
国民年金全額保険料免除月数情報	国民年金保険料を全額免除された月数を表示します。
国民年金3／4保険料免除月数情報	国民年金保険料について4分の3免除の上で4分の1を納付した月数を表示します。
国民年金半額保険料免除月数情報	国民年金保険料について半額免除の上で半額を納付した月数を表示します。
国民年金1／4保険料免除月数情報	国民年金保険料について4分の1免除の上で4分の3を納付した月数を表示します。
国民年金学生納付特例／納付猶予月数情報	国民年金保険料について学生納付特例制度を適用した及び納付猶予とした月数の合計を表示します。
国民年金産前産後免除月数情報	国民年金保険料について産前産後免除となった月数を表示します。
船員保険加入月数情報	船員保険の加入期間(被保険者期間)の月数を表示します。
船員保険納付月数情報	船員保険納付月数情報は、実際の加入期間(被保険者期間)の月数ではなく、年金を受けるために必要な年金受給資格期間を計算するために用いる際の月数を表示します。 例：船員保険の加入期間は、年金受給資格期間を計算する際に、昭和61年3月までは加入月数を3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までは加入月数を5分の6倍して計算することとされています。

共済組合等納付月数情報	共済組合等の加入月数（被保険者期間）を表示します。被用者年金一元化後における、共済組合の組合員や私立学校共済の加入者たる厚生年金被保険者（第2号～第4号厚生年金被保険者）としての加入月数（被保険者期間）もここに含みます。複数の共済組合等に加入して納付していた場合には、通算した月数を表示します。この項目に月数が表示される者は、共済組合等の資格期間を有しており、機構以外の機関から年金の支給を受けている可能性もあるため、別途情報照会を行っていただく必要がある場合が考えられます。
合算対象月数情報	合算対象期間*の月数を表示します。 ※合算対象期間とは、年金額には反映されませんが受給資格期間としてみなすことができる期間のことをいい、20歳から60歳までの期間のうち、日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間や昭和61年3月までの厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者であって国民年金に任意加入しなかった期間などがあります。
国民年金保険料納付月数等合計情報	国民年金の納付月数（第3号被保険者期間を含む）、免除月数、猶予（学生納付特例）月数及び産前産後免除月数の合計を表示します。
国民年金・厚生年金・船員保険納付月数等合計情報	国民年金の納付月数（第3号被保険者期間を含む）、免除月数、猶予（学生納付特例）月数、産前産後免除月数、厚生年金納付月数及び船員保険納付月数の合計を表示します。
年金加入月数合計情報	国民年金（第1号被保険者、任意加入及び第3号被保険者としての期間（保険料未納期間を含む））、厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入月数と合算対象期間の月数の合計を表示します。
年金納付月数等合計情報	国民年金の納付月数（第3号被保険者期間を含む）、免除月数、猶予（学生納付特例）月数、産前産後免除月数、厚生年金納付月数、船員保険納付月数、共済組合の加入月数、合算対象期間及び特定期間*の合計を表示します。 ※特定期間とは、国民年金の切替え（国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への資格の変更手続）が2年以上遅れたことにより、第1号被保険者として国民年金保険料を時効により納めることができなくなった期間について、特定期間該当届の手続が行われた期間のことです。年金額には反映されませんが、受給資格期間としてみなすことができます。

※注 厚生年金基金について

厚生年金基金制度は、国が行う老齢厚生年金の一部（報酬比例部分）の支給を代行し、これにプラスアルファ部分を上乗せして年金給付を行う仕組みです。

厚生年金基金及び企業年金連合会が、国が行う老齢厚生年金の支払いのうち、厚生年金基金加入員期間にかかる部分の年金給付を国に代わって行います。この、国に代わって行う厚生年金基金加入員期間にかかる部分の年金給付を代行部分と言い、この代行部分に、基金等は独自にプラスアルファ部分を上乗せして、代行部分と併せて支給します。

厚生年金基金加入員期間がある受給権者に支給される老齢厚生年金のうち、代行部分の支給義務は、基金等に移されているため、国から支給される老齢厚生年金は、代行部分が差し引かれて支給されることになります。そのため、厚生年金基金加入員期間を有する受給権者の代行部分の年金支給額や、プラスアルファ部分を含めた総支給額等を知る必要があるときは、別途厚生年金基金又は企業年金連合会へ確認が必要となりますので、注意が必要です。

なお、厚生年金基金が解散等を行った場合は、解散した基金の解散基金加入員に係る代行部分については、中途脱退者を除き、国へ代行返上（過去期間分の返上）することとなります。この過去返上の認可日の属する月の翌月分以降の

代行部分の年金は、老齢厚生年金として国が支給することとなりますので、過去返上認可日の翌月分から国の老齢厚生年金額が改定されることとなります。

4 国民年金保険料納付記録情報

国民年金保険料納付記録情報では、国民年金保険料の納付状況に関する情報が確認できます。範囲指定で照会した対象期間内に、複数の納付記録がある場合には、繰り返し表示されます。機構からは24記録を上限として、照会時点から最大2年の範囲で遡って情報提供することが可能です。各項目の内容については、以下のとおりです。

項目名	項目説明
国民年金保険料納付年度	納付記録情報の対象年月の属する年度を西暦で表示します。
国民年金保険料納付対象年月	納付記録情報の対象年月を西暦で表示します。
国民年金保険料納付状況コード	納付記録情報の対象年月における納付状況をコードで表します。 例：「＊」…未納 「Ａ」…定額納付、「Ｐ」定額納付（前納） 「Ｚ」…全額免除、「サ」学生納付特例 納付状況コードの見方については、納付状況コード一覧表（別添８）を参照してください。
国民年金保険料納付方法情報	国民年金保険料の納付方法を表示します。 「現」…現金納付（クレジットカード納付を含む） 「印」…印紙納付 「口」…口座振替
国民年金保険料納付場所情報	国民年金保険料の納付場所を表示します。 「自」…自納付場所、「他」…他納付場所※ ※平成14年3月以前に、管轄の社会保険事務所以外の納付場所において納付が行われた場合に「他」を表示しますが、副本データには存在しません。
国民年金保険料収納年月日	国民年金保険料を収納した年月日を西暦で表示します。

5 国民年金免除記録情報

国民年金免除記録情報では、国民年金保険料の免除・納付猶予の状況に関する情報が確認できます。範囲指定で照会した対象期間内に、複数の免除・納付猶予記録がある場合には、繰り返し表示されます。機構からは12記録を上限として、照会時点から最大2年の範囲で遡って情報提供することが可能です。なお、産前産後免除については、年金額の計算において保険料納付済期間として扱われるため、国民年金免除記録情報には表示されません。各項目の内容については、以下のとおりです。

項目名	項目説明
国民年金保険料免除該当・申請年月日	国民年金保険料の免除・納付猶予に該当した年月日（保険料免除・納付猶予の申請を行った日）を西暦で表示します。

国民年金保険料免除開始年月	照会対象期間における国民年金保険料の免除・納付猶予記録の開始年月を西暦で表示します。
国民年金保険料免除終了年月	照会対象期間における国民年金保険料の免除・納付猶予記録の終了年月を西暦で表示します。
国民年金保険料免除種別情報	国民年金保険料の免除・納付猶予の種別を表示します。 「法」…国年法定免除、「全」…国年申請全額免除 「み」…国年みなし免除 「猶」…納付猶予 「学」…学生納付特例 「半」…国年半額免除、「1／4」…国年4分の1免除 「3／4」…国年4分の3免除
国民年金保険料免除理由コード	国民年金保険料の免除該当の理由を表示します。 ・法定免除の場合 「1」…国民年金法第89条第1号に該当（障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものの受給権者であるとき。） 「2」…国民年金法第89条第2号に該当（生活保護法による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。） 「3」…国民年金法第89条第3号に該当（厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。） 「4」…法第89条第1号及び第2号に該当 「5」…法第89条第1号及び第3号に該当 「6」…法第89条第2号及び第3号に該当 「7」…法第89条第1号、第2号及び第3号に該当 ・学生特例の場合 「1」…所得あり 「2」…所得なし ※申請免除の場合は、当該コードは表示されません。

第3 老齢福祉年金情報

老齢福祉年金情報は、受給権取得日や支給額などの受給権に関する情報と、支払額等の支払に関する情報を確認することができます。各データ項目における内容は以下のとおりです。

項目名	項目説明
受給権取得日	受給権を取得した年月日を西暦で表示します。
裁定日	決定（裁定）年月日を西暦で表示します。
失権日	受給権を失権した年月日を西暦で表示します。
支給停止額	老齢福祉年金の支給停止額を表示します。

支給額	老齢福祉年金の支給額を表示します。支給停止が行われている場合は、支給停止額を差し引いた後の金額を表示します。このため、支給停止前の老齢福祉年金の総額を知りたいときは、支給額に支給停止額を足し合わせる必要があります。
支給停止期間開始	老齢福祉年金の支給停止が開始された年月を西暦で表示します。
支給停止期間終了	老齢福祉年金の支給停止が終了した年月を西暦で表示します。
支払記録	老齢福祉年金の「支払額」及び「支払年月日」を表示します。範囲指定で照会した対象期間内に複数の支払記録が存在する場合は、繰り返し表示されます。機構からは 24 記録を上限として、照会時点から最大 2 年の範囲で遡って情報提供することが可能です。
支払額	実際に支払が行われた老齢福祉年金の支払額を表示します。
支払年月日	実際に支払が行われた老齢福祉年金の支払年月日を西暦で表示します。 ※老齢福祉年金の支払は、年 3 回払いで、毎年 4 月、8 月、12 月の 11 日（土日祝の場合は直前の平日）頃にそれぞれの支払月の前月までの分の支払が行われます。

第 4 障害手当金記録情報

障害手当金記録情報は、支払年月日と支払額を確認することができます。範囲指定で照会した対象期間内に複数の支払記録が存在する場合は、繰り返し表示されます。機構からは 24 記録を上限として、照会時点から最大 2 年の範囲で遡って情報提供することが可能です。

各データ項目における内容は以下のとおりです。

項目名	項目説明
障害手当金支給額情報	障害手当金の支給額を表示します。
障害手当金支払年月日	障害手当金の支払を行った年月日を西暦で表示します。 ※障害手当金は障害年金とは違い、一時金として支給が行われます。

第 5 特別障害給付金情報

特別障害給付金情報は、決定年月日や障害の等級などの受給権に関する情報と、支払額等の支払に関する情報を確認することができます。

特別障害給付金の基本額は年額で決定される年金基本額と異なり、基本月額として月単位で決定されます。

また、年金額は原則として毎年 4 月に賃金・物価変動率等による改定が行われますが、特別障害給付金額は、物価変動率に応じた改定ルールが適用されます。よって、年金額と特別障害給付金額で改定の有無や改定率に差が生じる場合があります。

各データ項目における内容は以下のとおりです。

項目名	項目説明
受付年月日	請求書を受付した年月日を西暦で表示します。 ※特別障害給付金は、請求書を受け付けた日の属する月の翌月分から支給されることとなります。
決定年月日	決定（裁定）年月日を西暦で表示します。
障害の等級	特別障害給付金の障害の等級を表します。 「1」：障害等級1級 「2」：障害等級2級 「0」：障害不該当
支給記録情報	特別障害給付金の支払記録について以下の項目を表示します。範囲指定で照会した対象期間内に、複数の支払記録が存在する場合は、繰り返し表示されます。機構からは24記録を上限として、照会時点から最大2年の範囲で遡って情報提供することが可能です。
基本月額	特別障害給付金の基本月額を表示します。特別障害給付金は年額ではなく月を単位として支給されます。
制限額	特別障害給付金の基本月額に対する制限額を表示します。特別障害給付金の受給者に一定の所得があると全部または半額が支給制限されます。
調整額	特別障害給付金の支払調整額を表示します。特別障害給付金の受給者が老齢基礎年金等の他の給付を受けている場合に、全部または一部が支給調整されます。
支給額	特別障害給付金の支給額を表示します。支給制限や支給調整が行われている場合は、基本月額からそれらの額を差し引いた後の金額を表示します。このため、支給制限前や支給調整前の特別障害給付金の総額を知りたいときは、支給額に制限額や調整額を足し合わせる必要があります。
支給対象年月	特別障害給付金の支給対象年月を西暦で表示します。
支払年月	特別障害給付金を支払った年月を西暦で表示します。 ※特別障害給付金の支払は、請求書を受け付けた翌月分から支給され、年6回に分けて、偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の15日（土日祝の場合は前営業日）頃にそれぞれの支払月の前月までの分の支払が行われます。
障害状態情報	特別障害給付金の給付の根拠となった傷病及び障害状態を確認するための診断書の情報を表示します。複数の傷病で認定が行われた場合は、繰り返し表示します。

傷病コード	傷病の種類を表すコードを表示します。 「01」：呼吸器系結核 「02」：腸、腹膜の結核 「03」：骨、関節の結核 「04」：その他の結核 「05」：梅 毒 「06」：精神障害 「07」：脳血管疾患 「08」：目の疾患 「09」：循環器系の疾患 「10」：じん肺症 「11」：脊柱の外傷 「12」：上肢の外傷 「13」：下肢の外傷 「14」：その他の外傷 「16」：耳の疾患 「17」：脊柱の疾患 「18」：関節疾患 「19」：中枢神経の疾患 「20」：呼吸器の疾患 「21」：腎疾患 「22」：肝疾患 「23」：消化器系の疾患 「24」：血液・造血器の疾患 「25」：糖尿病 「26」：新生物 「27」：その他
診断書コード	診断書の種類を表すコードを表示します。 「1」：障害の状態が固定しているため診断書の提出が不要 「2」：呼吸器疾患 「3」：循環器疾患 「4」：聴力・口腔 「5」：目の障害 「6」：肢体障害 「7」：精神疾患 「8」：腎疾患・肝疾患・糖尿病 「9」：血液・造血器・その他

制限事由コード	特別障害給付金の支給が制限された理由を表すコードを表示します。 「00」：所得制限が解除されたため 「01」：所得制限のため 「02」：所得を審査した結果、全額所得制限から半額所得制限となったため 「03」：所得を審査した結果、半額所得制限から全額所得制限となったため
調整事由コード	特別障害給付金の支給調整理由を表すコードを表示します。 「00」：受給していた他年金等の支給がなくなったため 「01」：他年金等の受給が開始されたため 「02」：他年金等受給のため 「03」：受給中の他年金等の額が変更となったため

第6 年金生活者支援給付金情報

年金生活者支援給付金情報は、給付金の支給期間、基本額及び支払額等の情報を確認することができます。

年金生活者支援給付金情報は、認定年度（認定を受けて給付金を支給する年度をいう。支援給付金は、毎年度8月から翌年7月までを1つの支給周期として支給されるため、毎年度8月から翌年7月までが1つの年度となります。）単位で表示されます。なお、継続して支援給付金が支給されている場合には、認定年度が複数設定されます。

給付金の基本額は年額で決定される年金基本額と異なり、月額として決定され、給付金額の変更が行われた場合は、変更が行われた翌月以降の月分から金額が変更されます。給付金額が変更された最初の月は、「給付金支給開始年月日」（決定・変更後の給付金額で支給が開始される年月分の1日を表示）から確認することが可能となります。

給付金の支給額は上記のとおり月額単位で決定された金額が表示されますので、仮に、年金と合わせた年額を確認したいような場合は、年額に換算し直す必要があります。

また、年金額は原則として毎年4月に賃金・物価変動率等による改定が行われますが、給付金額は、物価変動率に応じた改定ルールが適用されます。よって、年金額と給付金額で改定の有無や改定率に差が生じる場合があります。

なお、給付金基本額情報を範囲指定で照会した場合、上記の「給付金支給開始年月日」が照会対象期間の範囲内に存在しない場合、照会対象期間中に給付金の支払が行われているとしても、当該給付金支給額情報を確認することができない場合があります。このようなことがないよう、物価変動率等による給付金額の改定が行われる毎年4月時点又は認定のサイクルの開始月である毎年8月時点を含めた期間を照会対象期間として照会していただくことが必要となる場合があります。

（例：平成29年1月1日～平成29年12月31日の範囲指定で照会をした場合においても、平成28年8月から平成29年3月までの間に給付金額の改定が行われていないときは、平成29年4月の改定以降の給付金基本額しか確認できず、平成29年1月から3月までの給付金基本額を正確に把握することができません。この場合は、前年の平成28年8月時点を含めた期間を照会対象期間として照会していただくことが必要です。）

各データ項目における内容は以下のとおりです。

項目名	項目説明
認定年度	認定を受けて支援給付金を支給する年度を西暦で表示します。支援給付金は毎年度8月から翌年7月までを1サイクルとしており、複数年度に渡って支援給付金が支給されている場合は、以下のデータ項目を繰り返し表示します。提供される認定年度は最大5年分となります。 ※年金は年金の種類（年金コード）ごとに年金基本情報や年金基本額情報等が繰り返し表示しますが、支援給付金は認定年度ごとに給付金基本情報や給付金基本額情報等を表示します。繰り返し表示されるデータセットの差異に注意が必要です。
給付金基本情報	支援給付金にかかる各種情報を表示します。同一年度内に複数の給付金種別の支給を受けている場合は、以下のデータ項目を繰り返し表示します。 ※支援給付金は同時に複数種類の給付金を受給することはありませんが、同一年度内に給付金の種別が変更となった場合に繰り返し表示します。
給付金種別コード	支援給付金の種類を表すコードを表示します。 「1」：老齢給付金 「2」：補足的老齢給付金 「3」：障害給付金 「4」：遺族給付金
給付金支給決定期間（自年月）	該当年度において支給認定した期間の開始年月を西暦で表示します。なお、本項目及び給付金支給決定期間（至年月）は、認定年度における支給予定期間を示すものであり、実際の支給期間ではありません。
給付金支給決定期間（至年月）	該当年度において支給認定した期間の終了年月を西暦で表示します。基本的には年度サイクルの終期である7月が表示されますが、支援給付金が不該当となった場合には、不該当年月を表示します。なお、本項目及び給付金支給決定期間（自年月）は、認定年度における支給予定期間を示すものであり、実際の支給期間ではありません。
給付金認定年月日	支援給付金の認定請求が行われた年月日を西暦で表示します。 ※制度の施行前（平成31年9月以前）に請求を行った場合、施行時の経過措置・特例により遡って支給する場合及び前年度から認定が継続する場合は、給付金支給決定期間（自年月）の前月末日を表示します。
給付金認定処理年月日	機構において支援給付金の認定処理を行った年月日を西暦で表示します。前年度から認定が継続している場合は、機構において継続処理を行った年月日を表示します。
給付金不該当理由コード	日本国内に住所を有しなくなったとき等の不支給事由に該当したとき及び基礎年金が全額停止されたとき等、認定されている支援給付金が不該当となった場合に不該当の理由コードを表示します。 「00」：不該当でない 「01」：死亡 「02」：年金の失権（死亡以外）

	「03」：不支給事由該当 「04」：本体の基礎年金が支給停止となったことによる不該当 「06」：年金の遡及改定に伴う所得基準額超過による不該当 「99」：その他
給付金不該当年月日	支援給付金が不該当となった年月日を西暦で表示します。 ※年度サイクルが変わる 8 月において給付金の不該当となったときは、不該当年月日は表示されず、翌年度の年金生活者支援給付金情報が表示されないこととなります。
給付金基本額情報	給付金基本額情報では、認定期間における給付金の支給額等が確認できます。給付金額が変更された最初の月は、「給付金支給開始年月日」（決定・変更後の給付金額で支給が開始される年月分の 1 日を表示）から確認することが可能となります。 給付金基本額情報を範囲指定で情報照会した場合、照会対象期間において決定（変更）している給付金基本額情報が全て確認でき、給付金支給額の決定（変更）が行われる度に更新されているため、照会対象期間中に複数の給付金基本額情報がある場合は、繰り返し表示されます。機構からは一年度につき 4 記録を上限として最大 5 年の範囲で遡って情報提供することが可能となっています。
給付金支給開始年月日	給付金支給額の決定又は変更事由が発生した日の翌月 1 日の日付※を西暦で表示します。決定又は変更された給付金額は、年金支給開始年月日の属する月分から支払が開始されます。 ※毎年度の物価変動率等による給付金額の改定等の場合は、原則 4 月 1 日を西暦で表示し、前年度から認定が継続した場合は、8 月 1 日を西暦で表示します。また、施行時の経過措置・特例により遡って支給する場合は、支給開始対象月の 1 日を西暦で表示します。
給付金支給額決定変更理由コード A	給付金支給額の決定又は変更があった場合に、その決定（変更）理由を確認することができます。「給付金支給額決定変更理由コード A」には原因コードを表示し、「給付金支給額決定変更理由コード B」と組み合わせて理由を特定します。給付金支給額決定変更理由コードの見方については、支援給付金決定（変更）理由コード一覧表（別添 9）を参照してください。
給付金支給額決定変更理由コード B	給付金支給額の決定又は変更があった場合に、その決定（変更）理由を確認することができます。「給付金支給額決定変更理由コード B」には事由コードを表示し、「給付金支給額決定変更理由コード A」と組み合わせて理由を特定します。給付金支給額決定変更理由コードの見方については、支援給付金決定（変更）理由コード一覧表（別添 9）を参照してください。
給付金支給額情報	給付金の支給額（月額）を表示します。年金の支給額は年額ですが、給付金の支給額は月額となりますので、仮に、年金と合わせた年間の収入額を確認したいような場合は、給付金の支給額を年額に換算する必要があります。

給付金支払情報		給付金支払情報では、実際に支払われた給付金額の情報を確認することができます。支援給付金は、認定の請求をした日の属する月の翌月分*から支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給され、年6回に分けて、偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の15日（土日祝の場合は、直前の平日）にそれぞれの支払月の前月分までの支払を行います（年金と同日付で支払が行われます。）。 なお、前支払期月に支払うべきであった支援給付金又は支給すべき事由が消滅した月の給付金は、この定期支払月以外の月にも随時に支払を行うことがあります。照会対象期間中に複数の給付金支払情報がある場合は、繰り返し表示されます。 ※制度の施行前（平成31年9月以前）に認定の請求を行い、支給要件に該当している場合は平成31年10月分から支給され、施行時の経過措置・特例に該当する場合は遡って支給される場合があります。
	給付金支払年月日	支援給付金の支払を行った年月日を西暦で表示します。
	給付金支払額情報	給付金支払年月日に支払った支援給付金の金額を表示します。
未支給給付金支払情報		支援給付金の受給者が受給中に死亡したため、その受給者に支給すべき未払いの給付金が発生したときは、その未払分の給付金について、死亡した受給者と生計を同一にしていた3親等内の遺族が自己の名で未支給給付金の請求することができます。 未支給給付金支払情報では、請求を行った遺族に支払があった場合に、その支払年月日や支払った遺族の氏名等を確認することができます。このとき、情報照会は無支給給付金の支払いを行った遺族の個人番号ではなく、あくまで、死亡した受給者の個人番号に基づき照会する必要がありますのでご注意ください。
	未支給給付金支払年月日	未支給給付金の支払を行った年月日を西暦で表示します。
	未支給給付金支払者氏名情報	未支給給付金の支払を行った遺族の氏名をカナで表示します。
	未支給給付金支払者続柄コード	未支給給付金の支払を行った遺族の続柄をコード（半角数字1桁）で表示します。 「0」：本人 「1」：夫 「2」：妻 「3」：子 「4」：孫 「5」：父母、祖父母 「6」：兄弟姉妹 「7」：その他 「8」：曾孫、曾祖父母、甥姪 「9」：三親等以内の親族（続柄「0」～「6」、「8」以外）
	未支給給付金支払額情報	支払を行った未支給給付金額を表示します。

第2節 副本登録のルール

機構における年金関係情報は、社会保険オンラインシステムという機構の既存システムにおいて、年金の決定や資格の取得・喪失等により日々更新が行われます。その社会保険オンラインシステムから中間サーバー（情報連携を行うデータを格納するサーバー）へ年金関係情報の副本を登録することにより、他の行政機関等から情報照会されたものに回答できるようにしています。

ただし、社会保険オンラインシステムから中間サーバーへの副本登録は、被保険者及び受給権者等の年金記録のデータ量が膨大であるため、毎日更新が行われるわけではなく、月次での副本登録を行うこととしています。なお、月次での副本情報の更新は数日にわたって行われますので、更新期間中に情報照会を行った場合、更新されているデータと更新されていないデータが混在するためご注意ください。

年金関係情報の副本登録ルールは、データセット群ごとに異なっており、それぞれの副本登録ルールが設定されています。

第1 基礎年金番号

基礎年金番号情報は、前月末時点の情報を毎月中旬※に更新します。基礎年金番号の新規付番や変更等が行われた場合に更新します。

※副本登録は毎月第7営業日～第10営業日までの間に順次更新をするため、その間は更新されているデータと更新されていないデータがあります。更新後の情報を確認したい場合は、第11営業日以降に照会を行うようにしてください。

第2 年金給付情報

年金給付情報は、年金支払情報と、年金基本情報や年金基本額情報等の年金支払情報以外の情報を分けて更新します。提供可能となる過年分の年数は、年金支払情報は2年、年金支払情報以外は5年（ただし24記録を超える場合は、古い記録から抹消）となります。

更新周期について、年金支払情報は、S月に支払う情報をS月の月末（第17営業日）※までに、年金支払情報以外の情報は、S-1月分までの年金基本額などの情報をS月の月末（第17営業日）※までに更新します。（例えば、平成30年4月15日に年金支払が行われる年金給付情報（平成30年3月分までの年金基本額情報等と平成30年4月に支払う年金支払情報）は平成30年4月末までに副本登録されます。）

※ 副本登録は第14営業日～第17営業日までの間に順次更新をするため、その間は更新されているデータと更新されていないデータがあります。また、同一人物であっても年金支払情報と年金支払情報以外の情報を分けて更新しているため、どちらか片方が先に更新され、片方が更新されていない場合がありますのでご注意ください。更新後の情報を確認したい場合は、第18営業日以降に照会を行うようにしてください。

年金請求時の副本登録のイメージ

年金の受給権者から請求書が提出されると、審査を行った後に年金の裁定処理が行われ、最初に年金証書を発行することとなります。この裁定処理及び年金証書の発行は週次で行われています。

その後、年金の初回支払月の上旬に振込通知書等を発行することとなりますが、年金の支払いは偶数月を基本としていること、上述のとおり副本登録は月次登録であることから、既存システムでの通知書等が送付される時期と副本登録されて情報照会が可能となる時期のタイムラグに注意が必要です。

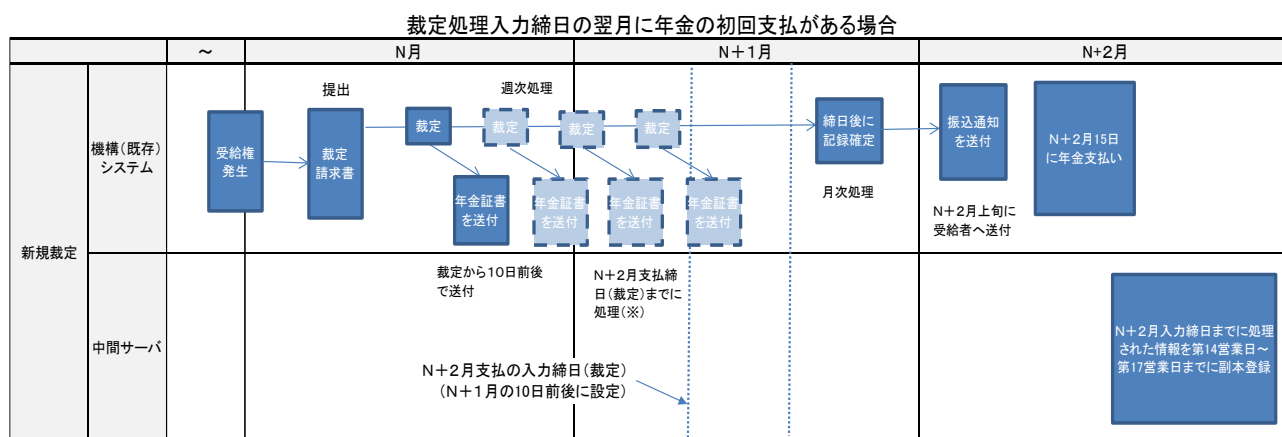
下の図は、年金の新規裁定時における請求書提出から、年金の振込及び年金給付情報の副本登録の流れを示した図になります。

・裁定処理入力締日の翌月に年金の初回支払がある場合

請求書の提出（N月）後、機構における裁定処理は週次で行われ、裁定日から約 10 日後に年金証書が送付されます。この裁定入力処理が、N+2月支払の入力締日（通常N+1月の10日頃に設定）までに行われ、N+2月に支払うべき年金が発生した場合は、N+2月の上旬に振込通知書が送付されます。

その後、N+2月の15日に年金の支払いが行われ、年金支払情報及び年金支払情報以外の情報がN+2月の月末（第17営業日）までに中間サーバーへ副本登録されます（裁定処理と年金証書の送付が、N+2月支払分のうち1週目の処理となった場合に、年金証書の送付時期と副本登録のタイミングのずれが一番大きくなることになります）。

※ 機構における裁定処理がN+2月支払の入力締日までに間に合わなかった場合、振込通知書の送付、年金の支払及び副本登録については、月次で行っているため、N+3月へずれることになります。



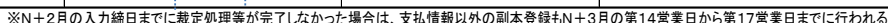
※支払N+2月の入力締日までに裁定処理等が完了しなかった場合は、N+3月の支払いとなり、副本登録はN+3月の第14営業日から第17営業日までに行われる

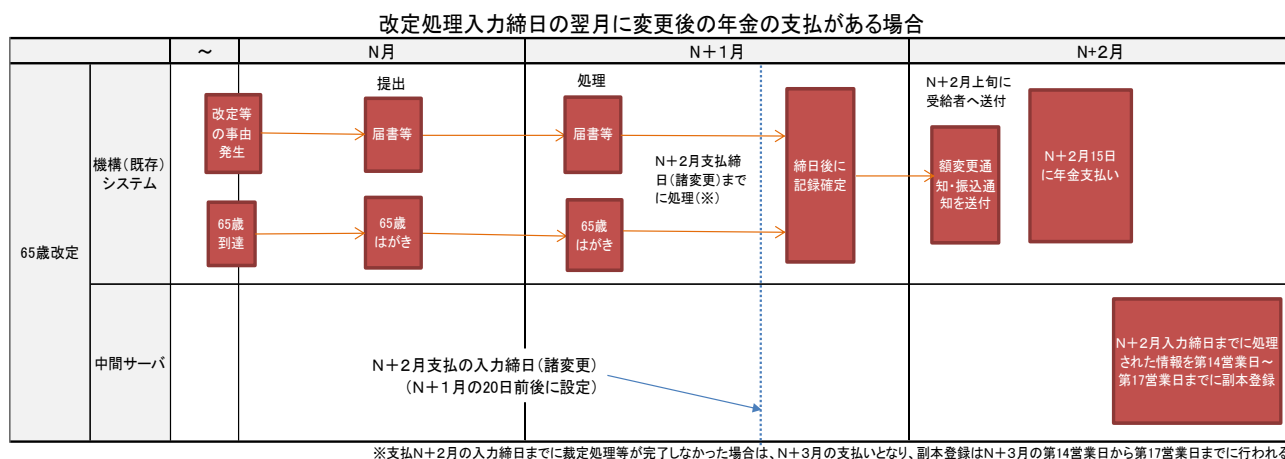
・裁定処理入力締日の翌々月に年金の初回支払がある場合

請求書の提出（N月）後、裁定入力処理がN+2月支払の入力締日（通常N+1月の10日頃に設定）までに行われた場合であっても、N+2月に支払うべき年金が発生しない場合があります。

※ 例えば、老齢年金の裁定処理が2月5日に行われたが、1月生まれの者であり受給権発生の翌月分である2月分からの年金支給開始の場合、2月分の年金は4月（2、3月分）の支払サイクルとなるため、翌月の3月15日に初回支払は行われません。

※ 今回の場合は、機構における裁定処理がN+2月支払の入力締日に間に合わず、N+3月支払の入力締日までに間に合えば、年金支払情報以外と年金支払情報がN+3月の同月登録のタイミングとなります。裁定処理がN+3月支払の入力締日までに間に合わなかった場合、N+4月へずれることになります。





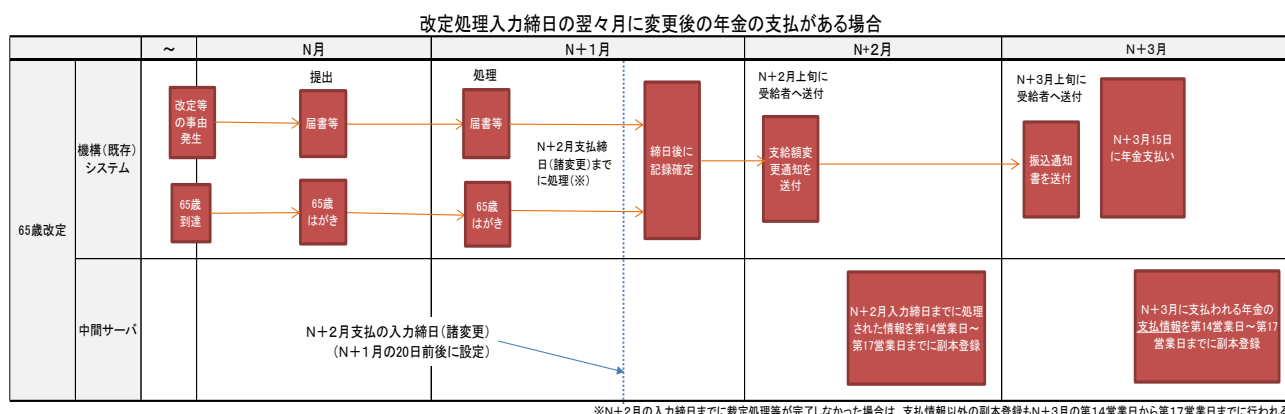
・改定処理入力締日の翌々月に変更後の年金の支払がある場合

届書書の提出(N月)後、裁定入力処理がN+2月支払の入力締日(通常N+1月の20日前後に設定)までに行われた場合であっても、N+2月に支払うべき年金額が変更しない場合があります。

※例えば、加算額の処理が2月10日に行われたが、2月分からの加算支給開始の場合、2月分の年金は4月(2、3月分)の支払サイクルとなるため、翌月の3月15日に変更後の年金額による差額支払い等は行われません。

このような場合、まず、N+2月上旬に年金決定通知書・支給額変更通知書の発送が行われるとともに、年金基本情報等の年金支払情報以外の情報が翌月のN+2月の月末(第17営業日)までに中間サーバーへ副本登録されます。その後、翌々月のN+3月上旬に振込通知書が受給者へ送付され、N+3月の15日に年金の支払いが行われた後に、年金支払情報がN+3月の月末(第17営業日)までに中間サーバーへ副本登録されます。

※今回の場合は、機構における入力処理がN+2月支払の入力締日に間に合わず、N+3月支払の入力締日までに間に合えば、年金支払情報以外と支払額情報がN+3月の同月登録のタイミングとなります。入力処理がN+3月支払の入力締日までに間に合わなかった場合、N+4月へずれることになります。



年金給付情報の副本登録は月次で行いますが、年金額の改定や年金の支払が行われた場合(年金給付情報の記録の更新があった場合)に副本登録を行うため、年金額の改定がなかったときや年金の支払いがなかったとき等は、その月の副本登録は行われません。

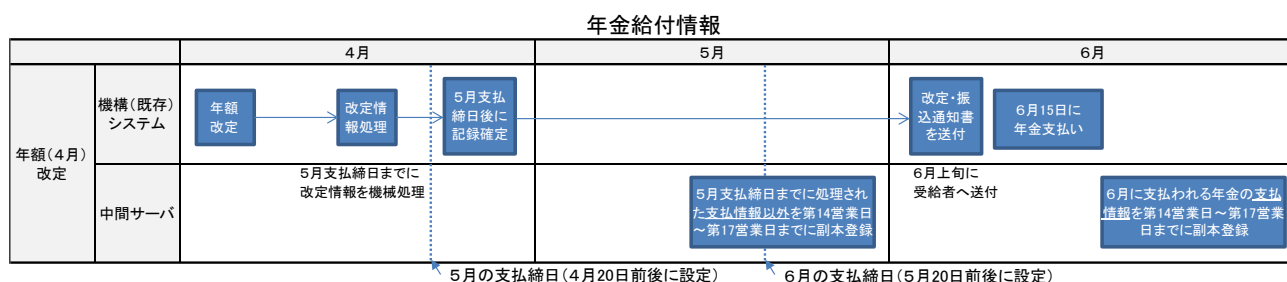
最新の情報を確認したい場合、照会結果からは年金給付情報がいつ更新されたかの判断ができませんが、副本登録のスケジュールから、S月の1～13営業日まではS－1月の年金支払情報（S－2月までの年金基本額情報）が、S月の18～最終営業日まではS月の年金支払情報（S－1月までの年金基本額情報）が確認できるということになります。

賃金・物価変動率等による年金額改定（年度処理）

下の図は、毎年の賃金・物価変動率等による年金額の改定ルールに基づく年金額改定が行われた場合の年金給付情報の副本登録の流れを示した図になります。

4月に年金額改定が行われる場合は、4月の年金支払締日後から5月の年金支払締日までの間に機械処理で年金額の改定情報が更新されます。更新された年金支払情報以外の情報を5月の月末（第17営業日）までに中間サーバーへ副本登録を行います。

その後、6月の月上旬に年金額改定通知書と年金振込通知書（一体となったもの）が受給者へ送付され、15日に年金の支払いが行われます。年金支払情報は6月の月末（第17営業日）までに中間サーバーへ副本登録が行われることとなります。



第3 年金資格記録情報

資格記録情報は、前月末時点の情報を毎月中旬※に更新します。加入月数や納付月数等の記録は、前月分の月数を含めた月数となります。

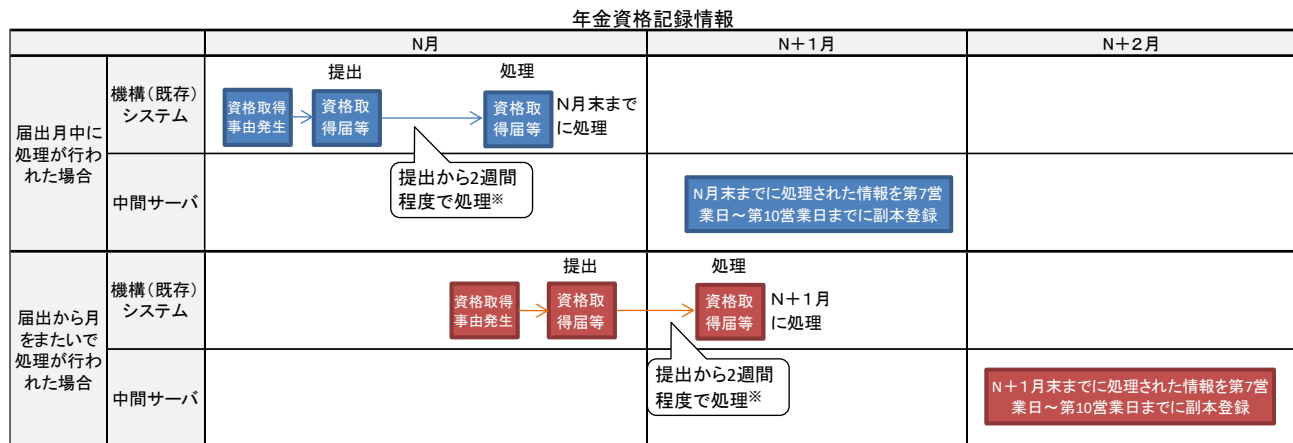
※第7営業日～第10営業日までの間に順次更新をするため、その間は更新されているデータと更新されていないデータがあります。更新後の情報を確認したい場合は、第11営業日以降に照会を行うようにしてください。

資格取得時の副本登録のイメージ

下の図は、被保険者の資格取得事由発生から、資格記録情報の副本登録の流れを示した図になります。

図では、N月に資格取得事由が発生し、資格取得届が提出されたとき、機構において届出月中に処理が行われた場合と、届出から月をまたいで処理が行われた場合を示しています。

届出月中に処理が行われた場合は、翌月の中旬（第10営業日まで）に中間サーバーへ副本登録が行われ、月をまたいで処理が行われた場合には処理月の翌月の中旬（第10営業日まで）に中間サーバーへ副本登録が行われます。



※国民年金の免除申請の処理等の審査に時間を要す処理は、届出の提出から処理までに1～2ヵ月程度かかる場合があります。

第4 老齢福祉年金情報

老齢福祉年金情報は、4か月に一度の支払期（4月、8月、12月）ごとに当月までの支払情報等を月の第13営業日の夜間※に更新します。

※第13営業日の夜間に更新をするため、更新後の情報を確認したい場合は、第14営業日以降に照会を行うようにしてください。

第5 障害手当金記録情報

障害手当金記録情報は、前月末時点の支払情報等を毎月中旬※に更新します。

※第7営業日～第10営業日までの間に順次更新をするため、その間は更新されているデータと更新されていないデータがあります。更新後の情報を確認したい場合は、第11営業日以降に照会を行うようにしてください。

第6 特別障害給付金情報

特別障害給付金情報は、2ヶ月に一度（偶数月）の支払期ごとに当月までの支払情報等を月の第13営業日の夜間※に更新します。

※第13営業日の夜間に更新をするため、更新後の情報を確認したい場合は、第14営業日以降に照会を行うようにしてください。

第7 年金生活者支援給付金情報

年金生活者支援給付金情報は、S月に支払う情報をS月の月末（第18営業日）※に、給付金支払情報

以外の情報は、S－1月分までの給付金基本額情報等の情報をS月の月末（第18営業日）※に更新します（例えば、平成30年4月15日に支払が行われる年金生活者支援給付金情報（平成30年3月分までの給付金基本額情報等と平成30年4月に支払う給付金支払情報）は平成30年4月末までに副本登録されます。）。

年金生活者支援給付金情報の給付金請求時、給付金額改定時（諸変更時）及び物価変動率等による給付金額改定（年度処理）の副本登録イメージは、「第2 年金給付情報」と同様となります。

なお、年金生活者支援給付金は、平成31年10月から制度が施行されるため、年金生活者支援給付金情報の初回の副本登録は、平成31年11月の第18営業日を予定しています。

※第18営業日の夜間に更新をするため、更新後の情報を確認したい場合は、第19営業日以降に照会を行うようにしてください。

参考：副本登録の周期及び提供可能となる過年分情報一覧表

データセット群	副本の登録／更新周期	提供可能となる過年分
基礎年金番号	前月末時点の情報を、毎月中旬に更新。 ※第7営業日～第10営業日までの間に順次更新をするため、その間は更新されているデータとされていないデータがあります。	－
年金給付情報	年金給付情報の副本登録は、支払情報と支払情報以外の情報を分けて更新。 更新周期について、年金支払情報は、S月に支払う情報をS月の月末（第17営業日）※までに、年金支払情報以外の情報は、S－1月分までの年金基本額などの情報をS月の月末（第17営業日）※までに更新。 ※第14営業日～第17営業日までの間に順次更新をするため、その間は更新されているデータとされていないデータがあります。	【年金支払情報】 2年 【年金支払情報以外（年金基本情報、年金基本額情報等）】 5年 ※ただし年金基本額情報が24記録を超える場合は、古い記録から抹消されます。
年金資格記録情報	前月末時点の情報を、毎月中旬に更新。 ※第7営業日～第10営業日までの間に順次更新をするため、その間は更新されているデータとされていないデータがあります。	2年
老齢福祉年金情報	4か月に一度の支払期（4月、8月、12月）ごとに当月までの支払情報等を第13営業日の夜間に更新。	2年
障害手当金記録情報	前月末時点の情報を、毎月中旬に更新。 ※第7営業日～第10営業日までの間に順次更新をするため、その間は更新されているデータとされていないデータがあります。	2年
特別障害給付金情報	2か月（偶数月）に一度の支払期ごとに当月までの支払情報を第13営業日の夜間に更新。	2年

年金生活者支援 給付金情報	給付金支払情報は、S月に支払う情報をS月の月末（第18営業日の夜間）※に、給付金支払情報以外の情報は、S－1月分までの給付金基本額等の情報をS月の月末（第18営業日の夜間）※に更新。	【給付金支払情報】 2年 【給付金支払情報以外（給付金基本額情報等）】 5年
------------------	---	---

副本登録スケジュール（例：平成30年4月）

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	第1営業日	第2営業日	第3営業日	第4営業日	第5営業日	
8	9	10	11	12	13	14
	第6営業日	第7営業日	第8営業日	第9営業日	第10営業日	
		基礎年金番号・年金資格記録情報・障害手当金情報登録				
15	16	17	18	19	20	21
	第11営業日	第12営業日	第13営業日	第14営業日	第15営業日	
		4月支払の 情報を更新	老福・特障情報登録	年金給付情報（支払記録）登録		
				年金給付情報（支払記録以外）		
22	23	24	25	26	27	28
	第16営業日	第17営業日	第18営業日	第19営業日	第20営業日	
	年金給付情報（支払記録）登録	年金生活者支援給 付金情報登録				
	年金給付情報（支払記録以外）					
29	30					

第3節 各照会条件における情報提供の方法等

第1 年金給付情報の照会

年金給付情報は、受給権の発生・失権、年金額の改定及び年金の支払等によって生成され、月次で副本登録されます（副本登録のルールは、第2節を参照）。

ここでは、以下の年金受給状況の例を基に、それぞれの照会条件において、情報照会を行ったときに提供する情報について説明します。

＜年金受給者の例＞

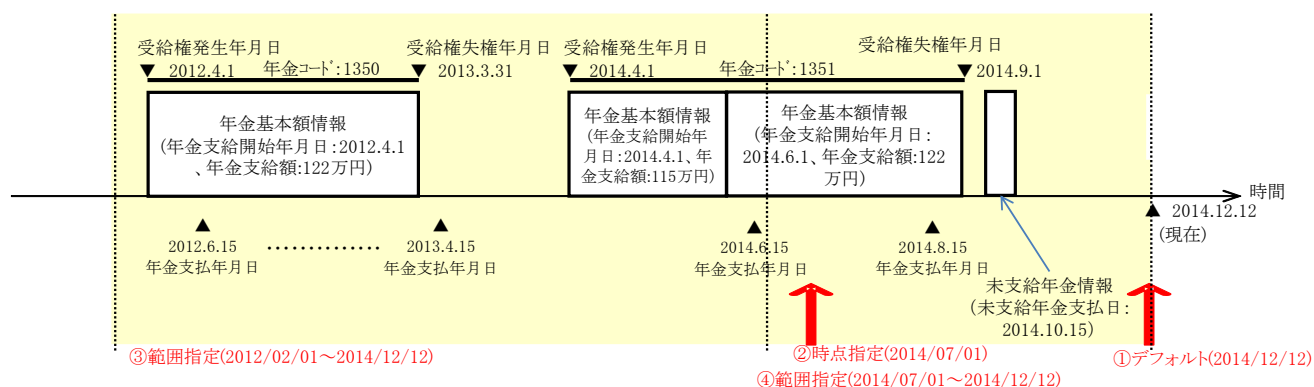
（年金の種類）

障害基礎・障害厚生年金（新法）

（状況）

- ・2012（平成24）年4月1日 障害基礎年金・障害厚生年金（新法）の受給権発生により受給開始。
- ・2013（平成25）年3月31日 障害基礎年金・障害厚生年金（新法）の受給権を失権。
- ・2014（平成26）年4月1日 障害基礎年金・障害厚生年金（新法）の受給権発生により受給開始。
- ・2014（平成26）年6月1日 年金額改定。
- ・2014（平成26）年9月1日 障害基礎年金・障害厚生年金（新法）の受給権を失権。
- ・2014（平成26）年10月15日 未支給年金を遺族へ支給。

※年金受給者の例については、説明のためのものですので日付や金額等は実態と異なりますのでご注意ください。



1 既定（デフォルト）の照会

既定（デフォルト）で照会した場合、照会した日付に対して下表のとおり抽出が行われます。

年金給付情報の照会条件（デフォルト）

情報	抽出条件
年金給付基本情報 (新法障害基礎年金・障害厚生年金情報等)	受給権発生年月日 ≤ 照会日 かつ、受給権失権年月日 ≥ 照会日 のデータを抽出します。

情報		抽出条件
	未支給年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく未支給年金支払情報を抽出します。
	年金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、年金支給開始年月日 ≤ 照会日 のデータを直近 1 件抽出します。
	年金振込予定年月日情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく最新の情報を抽出します。 ※年金振込予定年月日は、未来の支払予定情報が抽出されるため、既定（デフォルト）の照会の場合でも照会日以降の支払予定情報が抽出されます。
	時効特例支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、時効特例給付支払年月日 ≤ 照会日 のデータを直近 1 件抽出します。
	年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、年金支払年月日 ≤ 照会日 のデータを直近 1 件抽出します。

例の①デフォルト（2014年12月12日時点）で照会する場合、その時点において年金の受給権を失権しているため、抽出が行われません。

年金給付情報の抽出結果例（デフォルト）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報 （新法障害基礎年金・障害厚生年金情報）	該当なし
未支給年金支払情報	該当なし
年金基本額情報	該当なし
年金振込予定年月日情報	該当なし
時効特例支払情報	該当なし
年金支払情報	該当なし

2 時点指定の照会

時点指定で照会を行う場合は、指定の日付に対して下表の条件で抽出を行います。

年金給付情報の照会条件（時点指定）

情報	抽出条件
年金給付基本情報 (新法障害基礎年金・障害厚生年金情報等)	受給権発生年月日 ≤ 指定日 かつ、受給権失権年月日 ≥ 指定日 のデータを抽出します。
未支給年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく未支給年金支払情報を抽出します。
年金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、年金支給開始年月日 ≤ 指定日 のデータを直近1件抽出します。
年金振込予定年月日情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく最新の情報を抽出します。 ※年金振込予定年月日は、未来の支払予定情報が抽出されるため、時点指定の照会の場合でも照会日以降の支払予定情報が抽出されます。
時効特例支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、時効特例給付支払年月日 ≤ 指定日 のデータを直近1件抽出します。
年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、年金支払年月日 ≤ 指定日 のデータを直近1件抽出します。

例の②2014年7月1日時点の条件で照会を行った場合、以下の情報が抽出されることとなります。

年金給付情報の抽出結果例（時点指定）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報 (新法障害基礎年金・障害厚生年金情報)	年金の種類（年金コード）：1351 受給権発生年月日：2014-04-01 受給権失権年月日：2014-09-01
未支給年金支払情報	未支給年金支払年月日：2014-10-15
年金基本額情報	年金支給開始年月日：2014-06-01 年金支払額情報：1220000
年金振込予定年月日情報	該当なし（※）
時効特例支払情報	該当なし
年金支払情報	年金支払年月日：2014-06-15

※年金の受給権を失権している場合、同年度であっても年金振込予定年月日情報は設定されません。
(以下同じ。)

3 範囲指定の照会

指定した期間（日範囲指定）で照会を行う場合は、指定した期間に対して下表の条件で抽出を行います。

年金給付情報の照会条件（範囲指定）

情報	抽出条件
年金給付基本情報 （新法障害基礎年金・障害厚生年金 情報等）	受給権発生年月日 ≤ 範囲終了年月日 かつ、受給権失権年月日 ≥ 範囲開始年月日 のデータ を全て抽出します。
未支給年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく未 支給年金支払情報を全て抽出します。
年金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、範囲開始年月日 ≤ 年金支給開始年月日 ≤ 範囲終 了年月日 のデータを全て抽出します。 ※年金支給開始年月日が、受給権発生年月日から範囲 開始年月日の期間に含まれる場合、当該年金支給開 始年月日にて管理される年金基本額情報は抽出され ません。当該年金基本額情報を照会する場合は、年 金支給開始年月日を含めるように照会条件の範囲を 拡大、または時点指定を行ってください。
年金振込予定年月日情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく最 新の情報を抽出します。 ※年金振込予定年月日は、未来の支払予定情報が抽出 されるため、範囲指定の照会の場合でも照会日以降 の支払予定情報が抽出されます。
時効特例支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、範囲開始年月日 ≤ 時効特例給付支払年月日 ≤ 範 囲終了年月日 のデータを全て抽出します。 ※時効特例給付支払年月日は、受給権失権年月日より 後の日付が設定されることがあるため、受給権に対 するすべての時効特例支払情報を取得する際は、取 得対象の時効特例給付支払年月日を含む照会条件を 指定してください。
年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、範囲開始年月日 ≤ 年金支払年月日 ≤ 範囲終了年 月日 のデータを全て抽出します。 ※年金支払年月日は、受給権失権年月日より後の日付 が設定されることがあるため、受給権に対するすべ ての年金支払情報を取得する際は、取得対象の年金 支払年月日を含む照会条件を指定してください。

例の③2012年2月1日～2014年12月12日の日範囲指定で照会を行う場合、以下の情報が抽出されることとなります。

年金給付情報の抽出結果例（範囲指定③）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報(1) （新法障害基礎年金・障害厚生年金情報等）	年金の種類（年金コード）：1350 受給権発生年月日：2012-04-01 受給権失権年月日：2013-03-31
未支給年金支払情報	該当なし
年金基本額情報	年金支給開始年月日：2012-04-01 年金支払額情報：1220000
年金振込予定年月日情報	該当なし
時効特例支払情報	該当なし
年金支払情報(1)	年金支払年月日：2012-06-15
年金支払情報(2)	年金支払年月日：2012-08-15
年金支払情報(3)	年金支払年月日：2012-10-15
年金支払情報(4)	年金支払年月日：2012-12-15
年金支払情報(5)	年金支払年月日：2013-02-15
年金支払情報(6)	年金支払年月日：2013-04-15
年金給付基本情報(2) （新法老齢基礎年金・老齢厚生年金情報等）	年金の種類（年金コード）：1351 受給権発生年月日：2014-04-01 受給権失権年月日：2014-09-01
未支給年金支払情報	未支給年金支払年月日：2014-10-15
年金基本額情報(1)	年金支給開始年月日：2014-04-01 年金支払額情報：1150000
年金基本額情報(2)	年金支給開始年月日：2014-06-01 年金支払額情報：1220000
年金振込予定年月日情報	該当なし
時効特例支払情報	該当なし
年金支払情報(1)	年金支払年月日：2014-06-15
年金支払情報(2)	年金支払年月日：2014-08-15

例の④2014年7月1日～2014年12月12日の日範囲指定で照会を行う場合、以下の情報が抽出されることとなります。

年金給付情報の抽出結果例（範囲指定④）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報(1) （新法障害基礎年金・障害厚生年金情報等）	年金の種類（年金コード）：1351 受給権発生年月日：2014-04-01 受給権失権年月日：2014-09-01

未支給年金支払情報	未支給年金支払日：2014-10-15
年金基本額情報	該当なし ※年金支給開始年月日の変更記録が、指定された範囲内に含まれていないため、「該当なし」となります。
年金振込予定年月日情報	該当なし
時効特例支払情報	該当なし
年金支払情報(1)	年金支払年月日：2014-08-15

第2 年金資格記録情報の照会

年金資格記録情報は、20歳到達や就職・転職・退職などのイベント、保険料の納付や免除によって生成され、副本データが月次で登録されます（副本登録のルールは、第2節を参照）。

以下の例を基に、それぞれの照会条件において、情報照会を行ったときに提供する情報について説明します。

【被保険者の例】

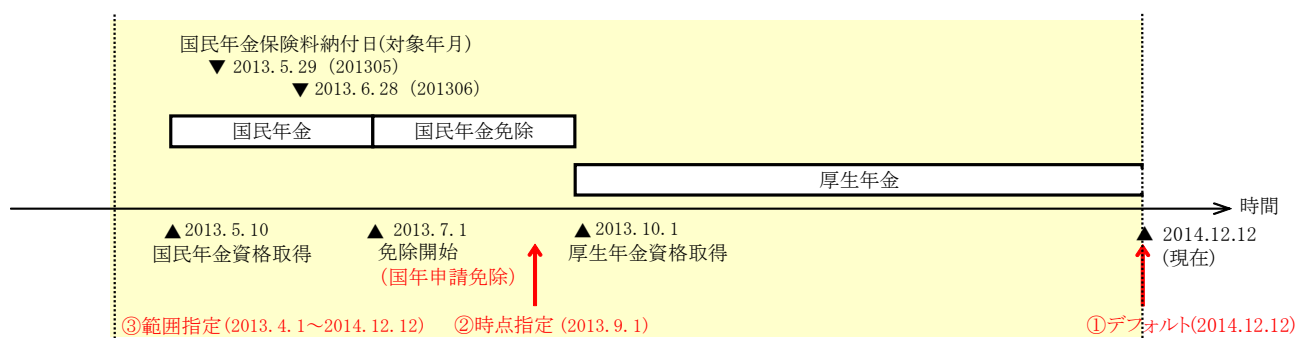
国民年金：2013（平成25）年5月10日～2013（平成25）年10月1日

厚生年金：2013（平成25）年10月1日～現在まで

国民年金納付状況：2013（平成25）年5月分（2013（平成25）年5月29日納付）

2013（平成25）年6月分（2013（平成25）年6月28日納付）

国民年金保険料免除情報：2013（平成25）年7月～2013（平成25）年9月（全額免除）



1 既定（デフォルト）の照会

既定（デフォルト）で照会した場合、照会した日付に対して下表のとおり抽出が行われます。

年金資格記録情報の照会条件（デフォルト）

情報	抽出条件
厚生年金加入記録情報	厚生年金資格取得年月日 ≤ 照会日 かつ、厚生年金資格喪失年月日 ≥ 照会日 のデータを抽出します。
国民年金加入記録情報	国民年金資格取得年月日 ≤ 照会日

情報	抽出条件
	かつ、国民年金資格喪失年月日 $\geq$ 照会日 のデータを抽出します。
年金加入期間・納付等月数記録情報	最新の情報を抽出します。
国民年金保険料納付記録情報	照会日の属する年月のデータを抽出します。
国民年金免除記録情報	国民年金保険料免除開始年月 $\leq$ 照会日の属する年月 かつ、国民年金保険料免除終了年月 $\geq$ 照会日の属する年月 のデータを抽出します。

例の①デフォルト（2014年12月12日時点）で照会する場合は、以下の情報が抽出されます。

年金資格記録情報の抽出結果例（デフォルト）

情報	抽出結果（例）
厚生年金加入記録情報	厚生年金資格取得年月日：2013-10-01 厚生年金資格喪失年月日：値なし
国民年金加入記録情報	国民年金資格取得年月日：該当なし 国民年金資格喪失年月日：該当なし
年金加入期間・納付等月数記録情報	厚生年金加入月数情報：14 国民年金加入月数情報：5 年金加入月数合計情報：19
国民年金保険料納付記録情報	該当なし
国民年金免除記録情報	該当なし

2 時点指定の照会

時点指定で照会を行う場合は、指定の日付に対して下表の条件で抽出を行います。

年金資格記録情報の照会条件（時点指定）

情報	抽出条件
厚生年金加入記録情報	厚生年金資格取得年月日 $\leq$ 指定日 かつ、厚生年金資格喪失年月日 $\geq$ 指定日 のデータを抽出します。
国民年金加入記録情報	国民年金資格取得年月日 $\leq$ 指定日 かつ、国民年金資格喪失年月日 $\geq$ 指定日 のデータを抽出します。
年金加入期間・納付等月数記録情報	最新の情報を抽出します。

国民年金保険料納付記録情報	指定日の属する年月のデータを抽出します。
国民年金免除記録情報	国民年金保険料免除開始年月 ≤ 指定日の属する年月 かつ、国民年金保険料免除終了年月 ≥ 指定日の属する年月 のデータを抽出します。

例の②2013年9月1日時点の条件で照会を行った場合、以下の情報が抽出されることとなります。

年金資格記録情報の抽出結果例（時点指定）

情報	抽出結果（例）
厚生年金加入記録情報	厚生年金資格取得年月日：該当なし 厚生年金資格喪失年月日：該当なし
国民年金加入記録情報	国民年金資格取得年月日：2013-05-10 国民年金資格喪失年月日：2013-10-01
年金加入期間・納付等月数記録情報	厚生年金加入月数情報：14 国民年金加入月数情報：5 年金加入月数合計情報：19
国民年金保険料納付記録情報	国民年金保険料納付対象年月：201309 国民年金保険料納付年度：2013 国民年金保険料納付状況コード：Z 国民年金保険料収納年月日：値なし
国民年金免除記録情報	国民年金保険料免除開始年月：201307 国民年金保険料免除終了年月：201309 国民年金保険料免除種別情報：全

3 範囲指定の照会

指定した期間（日範囲指定）で照会を行う場合は、指定した期間に対して下表の条件で抽出を行います。

年金資格記録情報の照会条件（範囲指定）

情報	抽出条件
厚生年金加入記録情報	厚生年金資格取得年月日 ≤ 範囲終了年月日 かつ、厚生年金資格喪失年月日 ≥ 範囲開始年月日 のデータを全て抽出します。
国民年金加入記録情報	国民年金資格取得年月日 ≤ 範囲終了年月日 かつ、国民年金資格喪失年月日 ≥ 範囲開始年月日 のデータを全て抽出します。
年金加入期間・納付等月数記録情報	最新の情報を抽出します。

国民年金保険料納付記録情報	範囲開始年月日の属する年月 ≤ 国民年金保険料納付対象年月 ≤ 範囲終了年月日の属する年月に納付されたデータを全て抽出します。
国民年金免除記録情報	国民年金保険料免除開始年月 ≤ 範囲終了年月日の属する年月かつ、国民年金保険料免除終了年月 ≥ 範囲開始年月日の属する年月のデータを全て抽出します。

例の③2013年4月1日～2014年12月12日の日範囲指定で照会を行う場合、以下の情報が抽出されることとなります。

年金資格記録情報の抽出結果例（範囲指定）

情報	抽出結果（例）
厚生年金加入記録情報	厚生年金資格取得年月日：2013-10-01 厚生年金資格喪失年月日：値なし
国民年金加入記録情報	国民年金資格取得年月日：2013-05-10 国民年金資格喪失年月日：2013-10-01
年金加入期間・納付等月数記録情報	厚生年金加入月数情報：14 国民年金加入月数情報：5 年金加入月数合計情報：19
国民年金保険料納付記録情報（1）	国民年金保険料納付対象年月：201305 国民年金保険料納付年度：2013 国民年金保険料納付状況コード：A 国民年金保険料収納年月日：2013-05-29
国民年金保険料納付記録情報（2）	国民年金保険料納付対象年月：201306 国民年金保険料納付年度：2013 国民年金保険料納付状況コード：A 国民年金保険料収納年月日：2013-06-28
国民年金保険料納付記録情報（3）	国民年金保険料納付対象年月：201307 国民年金保険料納付年度：2013 国民年金保険料納付状況コード：Z 国民年金保険料収納年月日：値なし
国民年金保険料納付記録情報（4）	国民年金保険料納付対象年月：201308 国民年金保険料納付年度：2013 国民年金保険料納付状況コード：Z 国民年金保険料収納年月日：値なし
国民年金保険料納付記録情報（5）	国民年金保険料納付対象年月：201309 国民年金保険料納付年度：2013 国民年金保険料納付状況コード：Z 国民年金保険料収納年月日：値なし
国民年金免除記録情報	国民年金保険料免除開始年月：201307 国民年金保険料免除終了年月：201309

情報	抽出結果（例）
	国民年金保険料免除種別情報：全

第3 老齢福祉年金情報の照会

老齢福祉年金は、年3回の支払いであるため、副本データは年3回の支払期ごとに生成され、副本登録が行われます（副本登録のルールは、第2節を参照）。

照会条件における考え方については、年金給付情報と同様であり、それぞれの照会条件において情報照会を行ったときに提供する情報については以下のとおりです。

1 既定（デフォルト）の照会

老齢福祉年金情報の照会条件（デフォルト）

情報	抽出条件
老齢福祉年金情報 (受給権取得日、裁定日等)	受給権取得日 ≤ 照会日 かつ、失権日 ≥ 照会日 のデータを抽出します。
支払記録情報	上記の条件で抽出される老齢福祉年金情報に紐づき、 かつ、支払年月日 ≤ 照会日 のデータを直近1件抽出します。

2 時点指定の照会

老齢福祉年金情報の照会条件（時点指定）

情報	抽出条件
老齢福祉年金情報 (受給権取得日、裁定日等)	受給権取得日 ≤ 指定日 かつ、失権日 ≥ 指定日 のデータを抽出します。
支払記録情報	上記の条件で抽出される老齢福祉年金情報に紐づき、 かつ、支払年月日 ≤ 指定日 のデータを直近1件抽出します。

3 範囲指定の照会

老齢福祉年金情報の照会条件（範囲指定）

情報	抽出条件
老齢福祉年金情報 (受給権取得日、裁定日等)	受給権取得日 ≤ 範囲終了年月日 かつ、失権日 ≥ 範囲開始年月日 のデータを抽出します。
支払記録情報	上記の条件で抽出される老齢福祉年金情報に紐づき、

情報	抽出条件
	かつ、範囲開始年月日 ≤ 支払年月日 ≤ 範囲終了年月日 のデータを全て抽出します。

第4 障害手当金記録情報の照会

障害手当金は、支払が行われることにより生成され、月次で副本登録が行われます（副本登録のルールは、第2節を参照）。

それぞれの照会条件において情報照会を行ったときに提供する情報については以下のとおりです。

1 既定（デフォルト）の照会

障害手当金記録情報の照会条件（デフォルト）

情報	抽出条件
障害手当金記録情報	障害手当金支払年月日 ≤ 照会日 のデータを直近1件抽出します。

2 時点指定の照会

障害手当金記録情報の照会条件（時点指定）

情報	抽出条件
障害手当金記録情報	障害手当金支払年月日 ≤ 指定日 のデータを直近1件抽出します。

3 範囲指定の照会

障害手当金記録情報の照会条件（範囲指定）

情報	抽出条件
障害手当金記録情報	範囲開始年月日 ≤ 障害手当金支払年月日 ≤ 範囲終了年月日 のデータを全て抽出します。

第5 特別障害給付金情報の照会

特別障害給付金は2か月に1度の支払期ごとに生成され、副本登録が行われます（副本登録のルールは、第2節を参照）。

特別障害給付金情報は「支給対象年月」が照会キーとなっており、年金給付情報と性質が異なるため注意が必要です。支給対象年月情報は、特別障害給付金が支払われることにより確定されますが、特別障害給付金の支払は、支払日の属する月以前の月が支給対象年月となります。そのため、既定（デフォルト）による照会を行った場合は、全て「該当なし」となります。必ず時点指定又は範囲指定での照会が必要となるのでご注意ください。

例：2018 年 12 月に既定（デフォルト）による照会を行った場合、2018 年 12 月の支払は、支給対象年月が原則 2018 年 10 月分・11 月分の支払のため、照会結果は「該当なし」が返却される。

それぞれの照会条件において情報照会を行ったときに提供する情報については、以下のとおりです。

1 既定（デフォルト）の照会

特別障害給付金情報の照会条件（デフォルト）

情報	抽出条件
特別障害給付金情報	（該当なし）
障害状態情報	（該当なし）
支給記録情報	（該当なし）

2 時点指定の照会

特別障害給付金情報の照会条件（時点指定）

情報	抽出条件
特別障害給付金情報	下記の条件で抽出される支給記録情報に紐づく特別障害給付金情報（受付年月日等）を抽出します。
障害状態情報	下記の条件で抽出される支給記録情報に紐づく障害状態情報を抽出します。
支給記録情報	指定日の属する年月＝支給対象年月 のデータを抽出します。

3 範囲指定の照会

特別障害給付金情報の照会条件（範囲指定）

情報	抽出条件
特別障害給付金情報	下記の条件で抽出される支給記録情報に紐づく特別障害給付金情報（受付年月日等）を抽出します。
障害状態情報	下記の条件で抽出される支給記録情報に紐づく障害状態情報を抽出します。

情報		抽出条件
	支給記録情報	範囲開始年月日の属する年月 ≤ 支給対象年月 ≤ 範囲終了年月日の属する年月のデータを全て抽出します。

第6 年金生活者支援給付金情報の照会

年金生活者支援給付金情報は、支援給付金の支給決定期間、支援給付金額の改定及び支援給付金の支払等によって生成され、月次で副本登録されます（副本登録のルールは、第2節を参照）。

照会条件における考え方については、年金給付情報と同様であり、それぞれの照会条件において情報照会を行ったときに提供する情報については以下のとおりです。

1 既定（デフォルト）の照会

既定（デフォルト）で照会した場合、照会した日付に対して下表のとおり抽出が行われます。

年金生活者支援給付金情報の照会条件（デフォルト）

情報		抽出条件
給付金基本情報	給付金基本情報	給付金支給決定期間（自年月） ≤ 照会日の属する月かつ、給付金支給決定期間（至年月） ≥ 照会日の属する月のデータを抽出します。
	給付金基本額情報	上記の条件で抽出される給付金基本情報に紐づき、かつ、給付金支給開始年月日 ≤ 照会日 のデータを直近1件抽出します。
	給付金支払情報	上記の条件で抽出される給付金基本情報に紐づき、かつ、給付金支払年月日 ≤ 照会日 のデータを直近1件抽出します。
	未支給給付金支払情報	上記の条件で抽出される給付金基本情報に紐づく未支給給付金支払情報を抽出します。

2 時点指定の照会

時点指定で照会を行う場合は、指定の日付に対して下表の条件で抽出を行います。

年金生活者支援給付金情報の照会条件（時点指定）

情報		抽出条件
給付金基本情報	給付金基本情報	給付金支給決定期間（自年月） ≤ 指定日の属する月かつ、給付金支給決定期間（至年月） ≥ 指定日の属する月のデータを抽出します。
	給付金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、

情報		抽出条件
		かつ、給付金支給開始年月日 ≤ 指定日 のデータを直近 1 件抽出します。
	給付金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、給付金支払年月日 ≤ 指定日 のデータを直近 1 件抽出します。
	未支給給付金支払情報	上記の条件で抽出される給付金基本情報に紐づく未支給給付金支払情報を抽出します。

3 範囲指定の照会

指定した期間（日範囲指定）で照会を行う場合は、指定した期間に対して下表の条件で抽出を行います。

年金生活者支援給付金情報の照会条件（範囲指定）

情報		抽出条件
給付金基本情報		給付金支給決定期間（自年月） ≤ 範囲終了年月日の属する月 かつ、給付金支給決定期間（至年月） ≥ 範囲開始年月日の属する月 のデータを全て抽出します。
	給付金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、範囲開始年月日 ≤ 給付金支給開始年月日 ≤ 範囲終了年月日 のデータを全て抽出します。 ※給付金支給開始年月日が、給付金支給決定期間（自年月）の 1 日から範囲開始年月日の期間に含まれる場合、当該給付金支給開始年月日にて管理される給付金基本額情報は抽出されません。当該給付金基本額情報を照会する場合は、給付金支給開始年月日を含めるように照会条件の範囲を拡大、または時点指定を行ってください。
	給付金支払情報	上記の条件で抽出される給付金基本情報に紐づき、かつ、範囲開始年月日 ≤ 給付金支払年月日 ≤ 範囲終了年月日 のデータを全て抽出します。 ※給付金支払年月日は、給付金支給決定期間（至年月）の末日より後の日付が設定されることがあるため、支給決定期間に対するすべての給付金支払情報を取得する際は、取得対象の給付金支払年月日を含む照会条件を指定してください。
	未支給給付金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく未支給年金支払情報を全て抽出します。

第4章 年金関係情報の実践的な確認方法

第1節 年金給付情報を照会した場合

年金給付情報を照会した際に、照会結果から実際にどの項目を参照して確認を行えばよいか、具体例に沿って説明していきます。

＜照会対象者の例＞

(対象者) 年金 花子 (67歳・女性)
(受給中の年金) 新法老齢基礎・老齢厚生年金
新法遺族厚生年金

(状況)

- ・平成18年11月、夫の死亡により遺族厚生年金の受給権発生。平成18年12月分から受給開始。
- ・平成22年8月、60歳に到達し特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生するも、遺族厚生年金受給のため平成27年8月まで支給停止。
- ・平成27年8月、65歳に到達し老齢基礎・老齢厚生年金の受給権発生。平成27年9月分から老齢基礎年金及び老齢厚生年金を受給開始。遺族厚生年金は、老齢厚生年金の受給開始に伴い一部支給停止。

平成27年1月～平成27年12月までの年金給付情報のイメージ図

●平成27年1月～12月

年金基本額情報（年額ベースの情報）から読み解いた場合												
新法遺族厚生年金 (受給権発生日:平成18年11月17日)	1,627,800円(年額)が支給 ※1,048,100円(厚生年金) + 579,700円(寡婦加算)			1,640,900円(年額)が支給 ※1,055,800円(厚生年金) + 585,100円(寡婦加算)				1,077,100円(年額)が支給 ※1,055,800円(厚生年金) + 117,000円(寡婦加算) - 95,700円(老齢分支給停止)				
新法老齢基礎年金・老齢厚生年金 (受給権発生日:平成22年8月25日(特老厚)、平成27年8月25日(老齢))	年額改定			老齢年金の裁定								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	176,600円(年額)が全額停止			178,600円(年額)が全額停止				892,200円(年額)が支給 ※780,100円(基礎年金) + 16,400円(付加年金) + 95,700円(厚生年金)				
権利(年額・総額)	1627800	1627800	1627800	1640900	1640900	1640900	1640900	1640900	1969300	1969300	1969300	1969300
権利(月額・総額)	135650	135650	135650	136741.7	136741.7	136741.7	136741.7	136741.7	164108.3	164108.3	164108.3	164108.3
年金支払情報（月額・振込額ベースの情報）から読み解いた場合												
新法遺族基礎年金・遺族厚生年金 新法老齢基礎年金・老齢厚生年金	271300	271300	271300	271300	271300	271300	271300	271300	226499	226499	226499	179516
	0	0	0	0	0	0	0	0	74349	74349	74349	148699
	2月13日 (12・1月分)	4月15日 (2・3月分)	6月15日 (4・5月分)	8月14日 (6・7月分)	10月15日 (8・9月分)	12月15日 (10・11月分)						
支払総額	271300	271300	273483	273483	300848	328215						

※データ項目として表示される内容（直接確認できる情報）を赤字で記載しています。

第1 年金の受給権や基本額を知りたい場合

例示した対象者（年金 花子）について、平成27年中の年金の受給権や基本額を確認したい場合の照会例をお示しします。年金の受給権や基本額を確認したい場合は、情報照会結果の「年金基本情報」及び「年金基本額情報」の各項目を確認します。

《下記の条件で照会を実施》

（照会対象）特定個人情報番号 64

（照会方法）範囲指定：平成26年4月1日～平成27年12月31日

※照会範囲を平成26年4月1日からと設定しているのは、平成27年1月～3月分の年金基本額が平成26年4月の年金額改定によって決定された金額であり、平成26年4月の年金額改定情報を確認する必要があるためです。（第3章第1節第1の7参照）

照会結果は下図のように表示されます。

＜照会結果画面イメージ＞

新法老齢基礎・老齢厚生年金（1150）

年金給付情報	
① 年金の種類【年金コード】	1150
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
年金決定年月日	2015-09-04
受給権発生年月日	2015-08-25
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
年金決定年月日	2015-09-04
受給権発生年月日	2015-08-25
年金基本情報	
受給年金制度情報	特別支給の老齢厚生年金
年金決定年月日	2010-09-30
受給権発生年月日	2010-08-25
受給権失権年月日	2015-08-25
年金支給停止理由コード(その1)	03
年金支給停止開始年月(その1)	201009
年金支給停止終了年月(その1)	201508
直近年金支給額変更理由コードA	52
直近年金支給額変更理由コードB	03
年金基本額情報	
② 年金支給開始年月日	2015-09-01
年金支給額決定変更理由コードA	52
年金支給額決定変更理由コードB	03
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	780100
年金支給停止額情報(付加年金)	0
年金支給額情報(付加年金)	16400
子の加給年金額情報(厚生年金)	0
配偶者加給年金額情報(厚生年金)	0
年金支給停止額情報(厚生年金)	0
年金支給額情報(厚生年金)	95700
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-04-01
年金支給額決定変更理由コードA	F2
年金支給額決定変更理由コードB	00
配偶者加給年金額情報(特別支給厚生年金)	0
子の加給年金額情報(特別支給厚生年金)	0
年金支給停止額情報(特別支給厚生年金)	178600
年金支給額情報(特別支給厚生年金)	0
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2014-04-01
年金支給額決定変更理由コードA	F2
年金支給額決定変更理由コードB	00
配偶者加給年金額情報(特別支給厚生年金)	0
子の加給年金額情報(特別支給厚生年金)	0
年金支給停止額情報(特別支給厚生年金)	176600
年金支給額情報(特別支給厚生年金)	0

新法遺族厚生年金（1450）

年金給付情報	
① 年金の種類【年金コード】	1450
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
年金決定年月日	2007-01-18
受給権発生年月日	2006-11-17
年金支給停止理由コード(その1)	70
年金支給停止開始年月(その1)	201704
年金支給停止理由コード(その2)	70
年金支給停止開始年月(その2)	201604
年金支給停止終了年月(その2)	201703
年金支給停止理由コード(その3)	70
年金支給停止開始年月(その3)	201509
年金支給停止終了年月(その3)	201603
直近年金支給額変更理由コードA	51
直近年金支給額変更理由コードB	70
年金基本額情報	
② 年金支給開始年月日	2015-09-01
年金支給額決定変更理由コードA	51
年金支給額決定変更理由コードB	70
寡婦加算額情報	117000
年金支給停止額情報(厚生年金)	95700
年金支給額情報(厚生年金)	1077100
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-04-01
年金支給額決定変更理由コードA	F2
年金支給額決定変更理由コードB	00
寡婦加算額情報	585100
年金支給停止額情報(厚生年金)	0
年金支給額情報(厚生年金)	1640900
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2014-04-01
年金支給額決定変更理由コードA	F2
年金支給額決定変更理由コードB	00
寡婦加算額情報	579700
年金支給停止額情報(厚生年金)	0
年金支給額情報(厚生年金)	1627800

※照会結果画面イメージは、説明に不要な部分を除いていますが、本来はここに表示されていない年金支払情報等のデータ項目も表示されることとなります。

年金の受給権情報

照会結果画面イメージの①で囲んだ「年金基本情報」から、年金の受給権に関する情報を確認することができます。

・新法老齢基礎・老齢厚生年金（1150）

① 受給年金制度：国民年金（老齢基礎年金）

年金決定年月日：2015（平成 27）年 9 月 4 日

受給権発生年月日：2015（平成 27）年 8 月 25 日

② 受給年金制度：厚生年金（老齢厚生年金）

年金決定年月日：2015（平成 27）年 9 月 4 日

受給権発生年月日：2015（平成 27）年 8 月 25 日

③ 受給年金制度：特別支給の老齢厚生年金

年金決定年月日：2010（平成 22）年 9 月 30 日

受給権発生年月日：2010（平成 22）年 8 月 25 日

受給権失権年月日：2015（平成 27）年 8 月 25 日

年金支給停止理由：03（併給調整による全額停止）

年金支給停止期間：2010（平成 22）年 9 月～2015（平成 27）年 8 月

・新法遺族厚生年金（1450）

① 受給年金制度：厚生年金（遺族厚生年金）

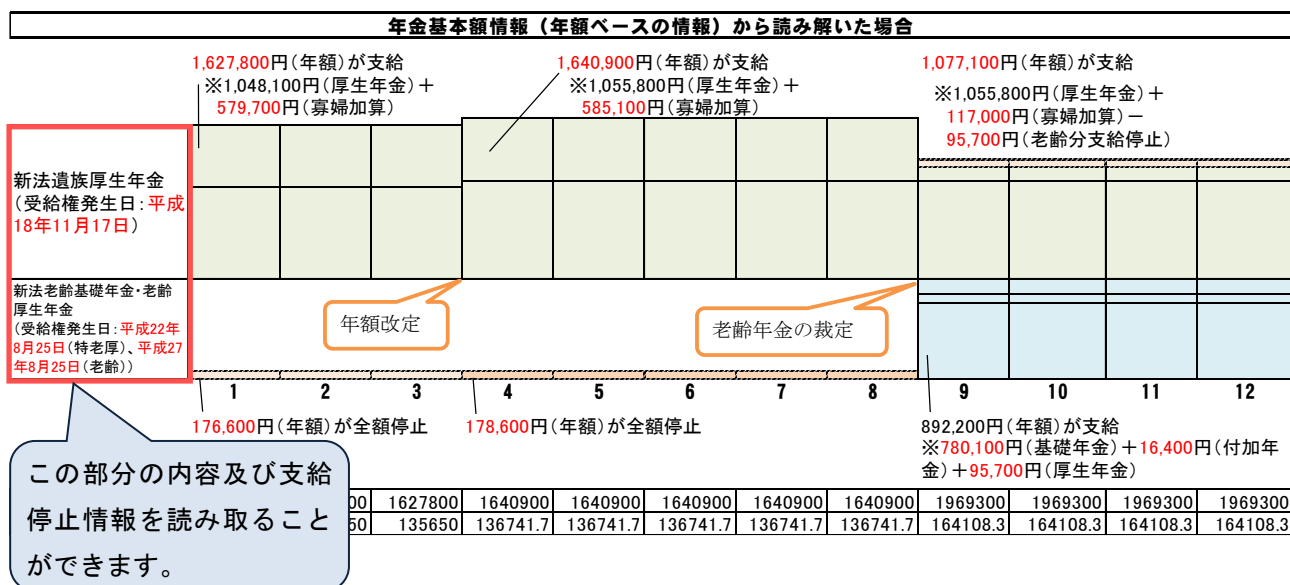
年金決定年月日：2007（平成 19）年 1 月 18 日

受給権発生年月日：2006（平成 18）年 11 月 17 日

年金支給停止理由：70（老齢厚生相当額の遺族厚生支給停止）

年金支給停止期間：2015（平成 27）年 9 月～現在

●平成27年 1 月～12月



年金の基本額情報

照会結果画面イメージの②で囲んだ「年金基本額情報」から、年金の基本額に関する情報を確認することができます。

・新法老齢基礎・老齢厚生年金（1150）

- ① 年金支給開始年月日：2015（平成 27）年 9 月 1 日
年金支給額変更理由：(52, 03) 他年金選択による全額停止の解除
年金支給額情報（国民年金）：780,100（円）
年金支給額情報（付加年金）：16,400（円）
年金支給額情報（厚生年金）：95,700（円）
- ② 年金支給開始年月日（改定年月日）：2015（平成 27）年 4 月 1 日
年金支給額変更理由：法改正による年金額改定
年金支給停止額情報（特別支給厚生年金）：178,600（円）
- ③ 年金支給開始年月日（改定年月日）：2014（平成 26）年 4 月 1 日
年金支給額変更理由：法改正による年金額改定
年金支給停止額情報（特別支給厚生年金）：176,600（円）

・新法遺族厚生年金（1450）

- ① 年金支給開始年月日：2015（平成 27）年 9 月 1 日
年金支給額変更理由：(51, 70) 老齢厚生相当額の遺族厚生支給停止
寡婦加算額情報：117,000（円）
年金支給停止額情報（厚生年金）：95,700（円）
年金支給額情報（厚生年金）：1,077,100（円）
- ② 年金支給開始年月日（改定年月日）：2015（平成 27）年 4 月 1 日
年金支給額変更理由：法改正による年金額改定
寡婦加算額情報：585,100（円）
年金支給額情報（厚生年金）：1,640,900（円）
- ③ 年金支給開始年月日（改定年月日）：2014（平成 26）年 4 月 1 日
年金支給額変更理由：法改正による年金額改定
寡婦加算額情報：579,700（円）
年金支給額情報（厚生年金）：1,627,800（円）

●平成27年1月～12月

年金基本額情報（年額ベースの情報）から読み解いた場合												
新法遺族厚生年金 （受給権発生日：平成 18年11月17日）	1,627,800円（年額）が支給 ※1,048,100円（厚生年金）＋ 579,700円（寡婦加算）			1,640,900円（年額）が支給 ※1,055,800円（厚生年金）＋ 585,100円（寡婦加算）				1,077,100円（年額）が支給 ※1,055,800円（厚生年金）＋ 117,000円（寡婦加算）－ 95,700円（老齢分支給停止）				
新法老齢基礎年金・老齢 厚生年金 （受給権発生日：平成22年 8月25日（特老厚）、平成27 年8月25日（老齢））	年額改定			老齢年金の裁定								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	176,600円（年額）が全額停止			178,600円（年額）が全額停止				892,200円（年額）が支給 ※780,100円（基礎年金）＋16,400円（付加年 金）＋95,700円（厚生年金）				
権利（年額・総額）	1627800	1627800	1627800	1640900	1640900	1640900	1640900	1640900	1969300	1969300	1969300	1969300
権利（月額・総額）	135650	135650	135650	136741.7	136741.7	136741.7	136741.7	136741.7	164108.3	164108.3	164108.3	164108.3

この部分の内容を読み取ることができます。

年金基本額としての年間収入額を知りたい場合

年金基本額情報の年金支給額情報において、その改定日（年金支給開始年月日）における年金額（受給権を有している年額）を確認することができますが、年金は賃金・物価変動率等による改定や受給者の状況の変化（在職による支給停止や併給選択による支給停止）等により、月次で年金額の改定が行われる場合があります。そのため、年間の年金の収入額を確認したい場合は、年金支給開始年月日ごとに年金額を月割り計算したうえで、各月分を足し合わせる必要があります。

対象者（年金 花子）について、平成27年の年金の年間収入額を確認したい場合は以下のようにして求めます。なお、以下の例では月割り計算した年金額の端数を切り捨てる例としておりますが、実際の業務に当たっては、各制度所管部局等から提示される方法により計算いただくこととなりますので、その内容をご確認下さい。

・新法老齢基礎・老齢厚生年金（1150）

平成27年9月～平成27年12月分

（国民年金）780,100（H27. 8. 25 裁定の年金額）÷12＝65,008

65,008×4（月）＝260,032

（付加年金）16,400（H27. 8. 25 裁定の年金額）÷12＝1,366

1,366×4（月）＝5,464

（厚生年金）95,700（H27. 8. 25 裁定の年金額）÷12＝7,975

7,975×4（月）＝31,900

・新法遺族厚生年金（1450）

平成27年1月～平成27年3月分

1,627,800（H26. 4. 1 改定の年金額）÷12＝135,650

135,650×3（月）＝406,950

平成 27 年 4 月～平成 27 年 8 月分

1,640,900 (H27. 4. 1 改定の年金額) ÷ 12 = 136,741

136,741 × 5 (月) = 683,705

平成 27 年 9 月～平成 27 年 12 月分

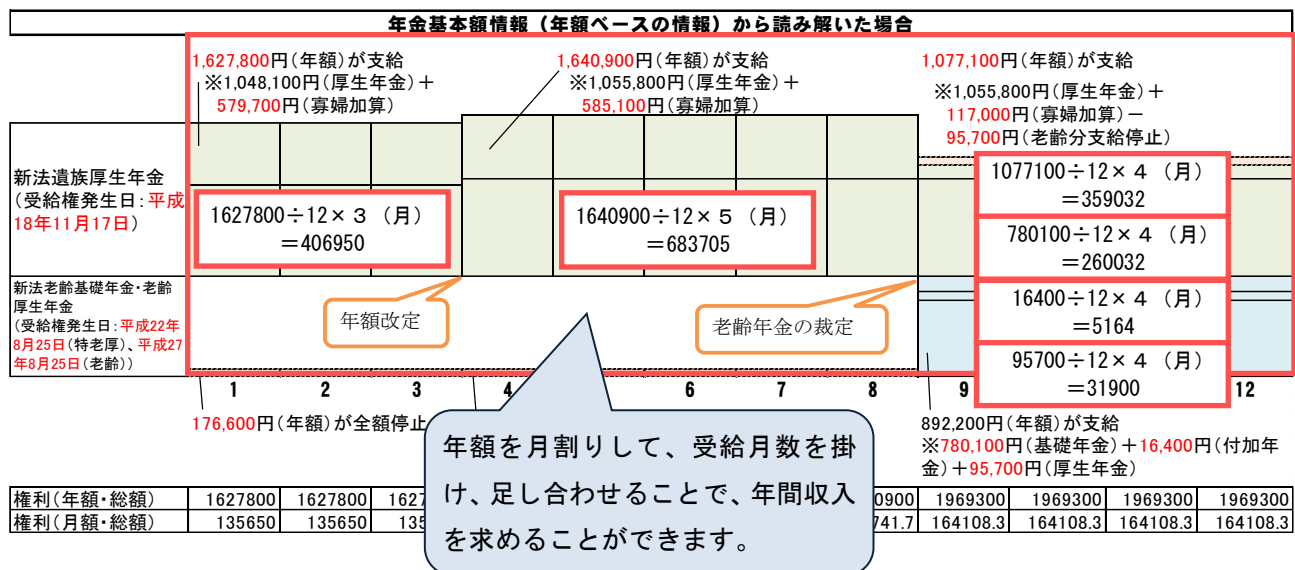
1,077,100 (H27. 8. 25 改定の年金額) ÷ 12 = 89,758

89,758 × 4 (月) = 359,032

・年間収入

260,032 + 5,464 + 31,900 + 406,950 + 683,705 + 359,032 = 1,747,083 (円)

●平成27年 1 月～12月



第2 年金の支払額を知りたい場合

例示した対象者（年金 花子）について、平成 27 年 1 月～平成 27 年 12 月の支払実績を確認したい場合の照会例をお示しします。

支払実績を確認したい場合は、情報照会結果の「年金支払情報」の各項目を確認します。

《下記の条件で照会を実施》

（照会対象）特定個人情報番号 64

（照会方法）範囲指定：平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日

照会結果は下図のように表示されます。

＜照会結果画面イメージ＞

新法老齢基礎・老齢厚生年金（1150）

年金給付情報	
年金の種類（年金コード）	1150
年金支払情報	
年金支払年月日	2015-12-15
年金支払額情報	148699
所得税額情報	0
介護保険料額情報	0
国民健康保険料額情報	0
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	0
年金支払情報	
年金支払年月日	2015-10-15
年金支払額情報	74349
所得税額情報	0
介護保険料額情報	0
国民健康保険料額情報	0
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	0

新法遺族厚生年金（1450）

年金給付情報	
年金の種類（年金コード）	1450
年金支払情報	
年金支払年月日	2015-12-15
年金支払額情報	179516
介護保険料額情報	0
国民健康保険料額情報	0
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	0
年金支払情報	
年金支払年月日	2015-10-15
年金支払額情報	226499
介護保険料額情報	0
国民健康保険料額情報	0
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	0
年金支払情報	
年金支払年月日	2015-08-14
年金支払額情報	273483
介護保険料額情報	0
国民健康保険料額情報	0
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	0
年金支払情報	
年金支払年月日	2015-06-15
年金支払額情報	273483
介護保険料額情報	0
国民健康保険料額情報	0
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	0
年金支払情報	
年金支払年月日	2015-04-15
年金支払額情報	271300
介護保険料額情報	0
国民健康保険料額情報	0
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	0
年金支払情報	
年金支払年月日	2015-02-13
年金支払額情報	271300
介護保険料額情報	0
国民健康保険料額情報	0
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	0

※照会結果画面イメージは、説明に不要な部分を除いていますが、本来はここに表示されていない年金基本情報等のデータ項目も表示されます。

年金支払情報

照会結果イメージから、照会対象者（年金 花子）の年金支払情報を確認することができます。

今回の照会対象者は、老齢基礎・老齢厚生年金と遺族厚生年金を受給していますので、実際に支払われた実績を確認する場合は、それぞれの支払額情報の金額を足し合わせることで、確認することができます。

※照会例は、所得税等の源泉徴収や介護保険料等の特別徴収が行われていない場合の照会結果を表示していますが、特別徴収等が行われている場合は、所得税額や介護保険料額等の各項目に金額が表示され、年金支払額情報には、それらの額の差引後の支払額を表示しますので注意して下さい。（第3章第1節第1の9参照）

・新法老齢基礎・老齢厚生年金（1150）

- ① 年金支払年月日：2015（平成 27）年 12 月 15 日
年金支払額情報：148,699（円）
- ② 年金支払年月日：2015（平成 27）年 10 月 15 日
年金支払額情報：74,349（円）

・新法遺族厚生年金（1450）

- ① 年金支払年月日：2015（平成 27）年 12 月 15 日
年金支払額情報：179,516（円）
- ② 年金支払年月日：2015（平成 27）年 10 月 15 日
年金支払額情報：226,499（円）
- ③ 年金支払年月日：2015（平成 27）年 8 月 14 日
年金支払額情報：273,483（円）
- ④ 年金支払年月日：2015（平成 27）年 6 月 15 日
年金支払額情報：273,483（円）
- ⑤ 年金支払年月日：2015（平成 27）年 4 月 15 日
年金支払額情報：271,300（円）
- ⑥ 年金支払年月日：2015（平成 27）年 2 月 13 日
年金支払額情報：271,300（円）

・振込総額（老齢基礎・老齢厚生年金（1150）＋遺族厚生年金（1450））

- ① 年金支払年月日：2015（平成 27）年 12 月 15 日
年金支払額情報：148699+179516=328,215（円）
- ② 年金支払年月日：2015（平成 27）年 10 月 15 日
年金支払額情報：74349+226499=300,848（円）
- ③ 年金支払年月日：2015（平成 27）年 8 月 14 日
年金支払額情報：0+273483=273,483（円）
- ④ 年金支払年月日：2015（平成 27）年 6 月 15 日
年金支払額情報：0+273483=273,483（円）

⑤ 年金支払年月日：2015（平成 27）年 4 月 15 日

年金支払額情報：0+271300=271,300（円）

⑥ 年金支払年月日：2015（平成 27）年 2 月 13 日

年金支払額情報：0+271300=271,300（円）

・年間支払総額（各期支払額合計）

271300+271300+273483+273483+300848+328215=1,718,629（円）

年金支払情報（月額・振込額ベースの情報）から読み解いた場合						
新法遺族基礎年金・ 遺族厚生年金	271300	271300	273483	273483	226499	179516
新法老齢基礎年金・ 老齢厚生年金	0	0	0	0	74349	148699
	2月13日 (12・1月分)	4月15日 (2・3月分)	6月15日 (4・5月分)	8月14日 (6・7月分)	10月15日 (8・9月分)	12月15日 (10・11月分)
支払総額	271300	271300	273483	273483	300848	328215

この部分の内容を読み取ることができます。

それぞれの年金の種類の支払額を足し合わせることで、支払総額を確認することができます。